治 安 の 回 顧 と 展 望

（平成 25 年版）

警 察 庁 警 備 局

目　次

概説 …… 1

第１　平成25年の治安情勢の回顧 …… 1

第２　平成26年の治安情勢の展望 …… 5

第１章　国際情勢 …… 8

1　米国内外情勢 …… 8
(1)　内政 …… 8
(2)　外交 …… 8
2　日米関係 …… 10
3　欧州経済危機 …… 11
4　中東・アフリカ …… 11
5　アジア …… 12

第２章　国内情勢 …… 14

1　政治情勢 …… 14
(1)　第23回参議院議員通常選挙で与党が圧勝～ねじれ国会が解消～ …… 14
(2)　ＴＰＰ協定交渉に正式参加 …… 14
(3)　平成26年４月からの消費増税が決定 …… 14
(4)　外交・安全保障体制の強化への取組 …… 15
2　経済・社会情勢 …… 16
(1)　安倍内閣の経済財政政策 …… 16
(2)　原子力規制委員会が新規制基準を発表 …… 17
(3)　2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催が決定 …… 17

第３章　治安情勢 ……18

第１　公安情勢 ……18
　１　右翼等 ……18
　　(1)　抗議活動の状況 ……18
　　(2)　街頭宣伝活動の状況 ……19
　　(3)　違法行為の取締り ……20
　　(4)　右派系市民グループをめぐる動向 ……21
　２　極左暴力集団 ……21
　　(1)　革マル派の動向 ……21
　　(2)　中核派の動向 ……22
　　(3)　革労協の動向 ……24
　　(4)　成田空港をめぐる情勢 ……25
　　(5)　極左対策の推進 ……25
　３　オウム真理教 ……26
　　(1)　教団の状況 ……26
　　(2)　オウム真理教対策の推進 ……28
　４　日本共産党 ……28
　　(1)　第23回参議院議員通常選挙の結果 ……28
　　(2)　ＴＰＰ問題等を捉えた「一点共闘」の取組を展開 ……29
　　(3)　第26回党大会に向けた動向 ……30
　５　大衆運動 ……31
　　(1)　原子力政策をめぐる運動 ……31
　　(2)　反戦・反基地運動 ……32
　　(3)　特定秘密の保護に関する法律をめぐる運動 ……32
　　(4)　国際会議等を捉えた反グローバリズム等の社会運動 ……33
　　(5)　我が国の捕鯨をめぐる動向 ……33
　　(6)　ＴＰＰをめぐる運動 ……35
　　(7)　2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をめぐる運動 ……35
　　(8)　雇用問題をめぐる運動 ……35

第２　外事情勢 ……37
１　北朝鮮による対日有害活動 ……37
(1)　一般情勢 ……37
(2)　北朝鮮等による対日諸工作 ……39
(3)　対北朝鮮措置に係る違法行為の検挙 ……42
２　北朝鮮による拉致容疑事案 ……43
(1)　北朝鮮による拉致容疑事案等をめぐる動き ……43
(2)　拉致の目的 ……45
(3)　日朝協議の動向 ……46
３　中国による対日有害活動 ……47
(1)　一般情勢 ……47
(2)　中国による対日諸工作等 ……57
４　ロシアによる対日有害活動 ……58
(1)　一般情勢 ……58
(2)　ロシア情報機関員による違法な情報収集活動 ……63
５　大量破壊兵器関連物資等の不正輸出 ……64
(1)　国際情勢 ……64
(2)　不正輸出対策の推進 ……73
６　不法入国・不法滞在事犯 ……73

第３　国際テロ情勢 ……75
１　国際テロ情勢 ……75
(1)　イスラム過激派の動向と国際テロの脅威 ……75
(2)　我が国への国際テロの脅威 ……77
(3)　日本赤軍及び「よど号」グループの動向 ……78
２　国際テロ対策 ……79
(1)　情報収集と捜査 ……79
(2)　水際対策の強化 ……80
(3)　爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対する管理者対策……80
(4)　防衛省・自衛隊との連携 ……81

(5)　重要施設の警戒 ……82
(6)　ＮＢＣテロ対策 ……82
(7)　特殊部隊・銃器対策部隊の充実強化 ……82
(8)　スカイ・マーシャルの運用 ……83
(9)　武力攻撃事態等への対処 ……83
(10) 国際協力の推進 ……84
3　国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案 ……84

第４　サイバー空間における警備情勢 ……85
1　サイバー攻撃に関する情勢 ……85
(1)　国内における情勢 ……85
(2)　海外における情勢 ……86
2　サイバー攻撃対策 ……87
(1)　体制の強化 ……87
(2)　サイバー攻撃の実態解明 ……87
(3)　官民連携の推進による被害の未然防止 ……87

第４章　警備実施 ……89

第１　警衛・警護 ……89
1　警衛 ……89
2　警護 ……89
(1)　外国要人 ……89
(2)　国内要人 ……90

第２　自然災害等への対応 ……90
1　東日本大震災を踏まえた大規模災害への備え ……90
(1)　東日本大震災への対応 ……90
(2)　原子力災害への対応 ……91
(3)　今後の大規模災害への備え ……92

2　大雨による被害 ……93
(1)　概要 ……93
(2)　警察措置 ……93
3　台風による被害 ……94
(1)　台風第18号 ……94
(2)　台風第26号 ……94
4　地震による被害 ……95
(1)　概要 ……95
(2)　警察措置 ……95
5　竜巻等による被害 ……95
(1)　概要 ……95
(2)　警察措置 ……96

別添資料

1　オウム真理教の拠点施設等 ……(1)
2　右翼による「テロ、ゲリラ」事件の発生状況及び右翼関係事件の検挙状況 (2)
3　平成25年中における右翼等による主な事件の検挙状況 ……(3)
4　極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」事件の発生状況及び極左事件の検挙状況 (5)
5　北朝鮮による拉致容疑事案 ……(6)
6　北朝鮮関係諜報事件一覧表 ……(7)
7　大量破壊兵器関連物資等不正輸出事件一覧表 ……(9)
8　対北朝鮮措置に係る事件一覧表 ……(12)
9　来日外国人入管法違反の推移 ……(17)
10　国際テロ事件発生状況 ……(18)
11　主な行幸啓、行啓一覧表 ……(20)
12　自然災害による被害状況 ……(21)
13　平成25年における警備関係事件主要判決 ……(22)
14　主要事件・災害等発生日・記念日一覧表 ……(24)
平成25年年表 ……(25)

概　説

第１　平成25年の治安情勢の回顧

【国際情勢】

国際情勢については、エジプトにおける大統領解任やシリアにおける化学兵器使用疑惑等中東・アフリカ地域における事象が国際的な注目を集め、シリアについては、国際管理下での化学兵器廃棄手続が進められた。

世界経済は、米国で緩やかなペースで回復が続いたものの、予算編成に伴う協議が整わず、約17年ぶりに政府機能が一部停止した。欧州連合（ＥＵ）では、危機状態にあった経済が回復への兆しを見せたものの、一部加盟国で緊縮財政等に対する不満からデモが発生した。

こうした中、

・　北朝鮮は、金正恩（キムジョンウン）国防委員会第一委員長の動静報道等を通じて同第一委員長の下への結集を呼び掛け、同第一委員長を中心とした体制の安定化を推進した。一方、北朝鮮は、2013年３月に朝鮮労働党中央委員会全員会議を開催し、「経済建設」と「核武力建設」を並行して推進する「新たな並進路線」を採択し、これまでどおり、軍事力強化を継続する姿勢を鮮明にした。さらに、北朝鮮は、２月に３回目の核実験を実施したほか、３月から４月にかけて米韓合同軍事演習等に反発し、朝鮮戦争休戦協定の白紙化を表明するなど朝鮮半島における緊張状態を高めたが、５月以降は、それまでの強硬姿勢を改め、各国との対話を志向する姿勢を示した。また、北朝鮮は、直接又は朝鮮総聯（れん）を介して、我が国に対する厳しい非難や各種働き掛けを行った。警察では、拉致容疑事案等の捜査や調査を進めたほか、対北朝鮮措置に係る外国為替及び外国貿易法違反事件を検挙した。

・　中国は、2012年11月に開催された共産党第18期全国代表大会で、党と軍のトップとなった習近平（しゅうきんぺい）総書記が、2013年３月に行われた第12期全国人民代表大会で、国家主席に就任し、名実共に中国の最高指導者となった。

中国は、尖閣諸島を自国の領土と主張し、その周辺海域に公船を相次いで派遣して我が国領海に侵入したほか、海軍艦艇や戦闘機を接近させるなど強

硬姿勢を明らかにした。８月、日中平和友好条約締結35周年を迎えたが、両政府でそれぞれ予定されていた記念式典の開催が見送られるなど、異例の事態となった。このため、９月に、我が国政府による尖閣諸島国有化１周年及び満州事変の発端となった柳条湖事件82周年をそれぞれ迎える中で、前年同様、中国国内における大規模な反日デモの発生が懸念されたが、日系企業等が襲撃されるような混乱はなかった。

中国は依然、外交面で対日強硬姿勢を堅持し続ける中、安倍政権発足後、初めて閣僚会談が行われたほか、自治体や経済界の交流が再開されるなど、我が国との関係改善に向けて動き始めたと捉える見方もある。一方、中国は、我が国において、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報活動を行っているほか、政財官学等各界関係者に対する働き掛けを行うなどの対日諸工作を行っているものとみられる。

・　ロシアは、プーチン大統領が、就任当時から掲げていた「国家の近代化」へ向けた各種政策を推し進めた。

ロシアでは、2012年中に多発したプーチン政権に対する大規模な反政権集会やデモの勢いは、政府に対する抗議活動を抑制する法案を同年中に成立させ、締め付けを強化したことに伴い、衰えつつあるが、政府への不満は依然、くすぶり続けており、再燃する可能性を含んでいる。

プーチン大統領は４月、モスクワで安倍晋三首相と会談し、両首脳は、第二次世界大戦後67年を経て日ロ間で平和条約が締結されていない状態は異常であるとの認識で一致した。一方、ロシアは依然、ドイツにおいてスパイを利用した情報収集活動が発覚するなど、情報機関による違法な情報収集活動を活発に行っていることが明らかになっている。

他方、米国との関係においては、人権問題、シリア情勢、ミサイル防衛（ＭＤ）問題等をめぐり、対立は深まったままである。

・　国際テロ情勢は、引き続き厳しい状況で推移した。「アル・カーイダ」を始めとするイスラム過激派組織及びその支援者は、インターネット等のメディアを効果的に活用して、ジハード思想を伝播（ぱ）している。その影響を受けて、各地のテロ組織等がテロを企図する傾向がみられ、2013年中も、アフガニス

タン、パキスタンやイラクを始め、世界各地でテロ事件が発生した。特に１月、在アルジェリア邦人に対するテロ事件で多数の邦人が犠牲となったほか、９月にはケニア・ナイロビのショッピングモールにおける襲撃テロ事件が発生し、実行犯グループが非イスラム教徒を襲撃の対象にしていたとされる中、多数の外国人が死傷した。また、４月に発生した米国・ボストンにおける爆弾テロ事件は、テロ組織からの指示や支援を受けない個人による「ローン・ウルフ（一匹おおかみ）」型のテロとみられ、改めてその危険性が認識された。シリアにおいては、長引く内戦に乗じて、イスラム過激派の活動の活発化や、外国人戦闘員の流入といった状況がみられ、シリア及び周辺国における治安悪化の要因となっている。警察は、国内の関係機関、外国治安情報機関等と緊密に情報を交換するとともに、情報収集活動や捜査活動を実施した。

【国内情勢】

平成25年７月21日、第23回参議院議員通常選挙で与党が圧勝し、国会における「ねじれ」が解消した。

安倍首相は、３月に環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉への参加を表明し、10月には26年４月からの消費税率の８％への引き上げを閣議決定した。６月の通常国会に提出された、外交・安全保障政策の司令塔となる国家安全保障会議（日本版ＮＳＣ）を設置するための関連法案は、秋の臨時国会で成立し、同会議が12月に発足した。

また、経済については、デフレ脱却と景気回復を目的に安倍内閣の経済財政政策、いわゆるアベノミクスを推進した。

原子力発電所をめぐっては、７月、安全性を判断する新規制基準が施行され、再稼働に必要な安全審査が進められた。

こうした中、

- 右翼は、我が国政府の政策や領土問題等を捉えて執拗（よう）な抗議活動に取り組み、その過程で多数の事件を引き起こした。警察は、右翼による違法行為について、1,583件1,643人を検挙した。
- 極左暴力集団は、社会経済情勢を捉え、反原発運動や反戦・反基地運動等の取組を通じて組織の維持・拡大を図った。警察は、極左暴力集団に対する事件捜査や各種対策を推進し、極左活動家ら36人を検挙した。

・　オウム真理教については、主流派は麻原彰晃こと松本智津夫への絶対的帰依を強調する「原点回帰」を強めるとともに、上祐派は松本の影響力がないかのように装い、「開かれた教団」をアピールした。警察は、組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進し、調査活動中の公安調査官に対する公務執行妨害罪で主流派出家信者２人を検挙した。

・　日本共産党は、７月の第23回参議院議員通常選挙で、改選前３議席から８議席に議席を伸ばし、非改選と合わせ11議席となった。

・　反グローバリズムを掲げる勢力等は、国内では、６月に開催された「第５回アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤ Ｖ）」に際し、抗議活動に取り組んだ。

・　拉致問題について、１月に政府は、安倍首相を本部長とし、全閣僚を構成員とする、新たな拉致問題対策本部を内閣に設置し、その第１回会合において、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しの追求等の方針と拉致問題の解決に向けた具体的施策を盛り込んだ「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」を決定したほか、新たな対策本部の設置に合わせ、「政府・与野党拉致問題対策機関連絡協議会」及び「拉致問題に関する有識者との懇談会」も設置するなど、拉致問題の解決に向けてオールジャパンで取り組む姿勢を内外に示した。警察では、拉致容疑事案はもとより、拉致の可能性を排除できない事案についても真相解明に向けた警察の取組を更に強化するため、３月、警察庁警備局外事情報部外事課に「特別指導班」を設置し、都道府県警察に対する指導を強化したほか、海上保安庁との連携の強化や積極的なＤＮＡ型鑑定資料の採取、事案概要等の都道府県警察ウェブサイトへの掲載、行方不明者一覧表の警察庁ウェブサイトへの掲載、拉致問題啓発ポスターの全国の警察施設への掲出等を実施した。

・　また、サイバー空間をめぐっては、情報通信技術を悪用した攻撃により、重要インフラ事業者等の提供するサービスが停止するなどの、国民生活や社会経済活動に甚大な影響を与える事案は発生しなかったものの、１月には農林水産省のコンピュータが不正プログラムに感染していたことが判明し、行政文書が外部に流出した可能性があることが確認された。また、４月には宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ）において、不正アクセスにより国際宇宙ス

テーション補給機に関する情報等が流出した可能性があることが明らかになった。警察では、４月、13都道府県警察に「サイバー攻撃特別捜査隊」を設置し、全国で約140人の専従捜査員が対策を推進する体制を構築したほか、５月、サイバー攻撃対策の司令塔機能を強化するため、警察庁に「サイバー攻撃対策官」を長とする「サイバー攻撃分析センター」を設置した。

第２　平成26年の治安情勢の展望

【国際情勢】

・　北朝鮮は、金正恩国防委員会第一委員長を中心とした体制の更なる安定化に向けて、経済の立て直しを図るとみられる。また、対外的には、米国からの体制保証の獲得に向け、韓国や中国との対話姿勢を継続することにより融和的な雰囲気を創出するなど、硬軟織り交ぜた駆け引きを展開するものとみられる。朝鮮総聯は、北朝鮮に対する「ヒト、モノ、カネ」による貢献を継続するほか、対北朝鮮措置の解除等に向け、引き続き、我が国において、朝鮮総聯やその傘下団体等が主催する各種行事に国会議員、地方議員、著名人等を招待するなどし、各種宣伝活動や各界各層に対する諸工作を展開するものとみられる。

・　中国では、都市部と農村部の所得格差や党・政府幹部の腐敗等に対する国民の不満・不安の拡大、経済の減速、環境汚染、土地収用・家屋立ち退き、領土・領海をめぐる我が国を含む近隣諸国との緊張・軋轢等、国内外の問題が山積する中、習近平指導部の政権運営・対日政策が注目される。また、中国は､引き続き国防科学技術等の獲得を企図した情報収集活動や政財官学等、各界関係者に対する働き掛けを行うなどの対日諸工作を行っていくものとみられる。

・　ロシアでは、プーチン大統領が､「国家の近代化」を図り、政治、経済、外交等を発展させる各種政策を更に推し進めていくものとみられる。

　また、情報機関出身であるプーチン大統領は、内政・外交のあらゆる局面で情報機関を重用し、我が国においても、日ロ間の各種交渉の裏で、在日ロシア情報機関員が活発な情報収集活動を展開するものとみられる。

・　国際テロ情勢は、引き続き厳しく、今後も、イスラム過激派を中心とした

国際テロ組織が、世界各地でテロ事件を引き起こすことが懸念される。我が国は、イスラム過激派がテロの対象としてきた米国関係施設が多数存在していることに加え、過去に「アル・カーイダ」幹部による声明等において、テロの標的として名指しされたことがあることなどに鑑みると、大規模・無差別テロの脅威に直面しているといえる。また、グローバル化の進展に伴い、日系企業の海外進出等が進んでいるところ、在アルジェリア邦人に対するテロ事件や、ケニア・ナイロビのショッピングモールに対する襲撃テロ事件を踏まえると、海外において、邦人や我が国の権益がテロに巻き込まれる可能性がある。さらに、我が国においても、イスラム過激派が、イスラム諸国出身者のコミュニティ等を悪用し、資金や資機材の調達、若者の過激化等に関与することが懸念される。

・　警察は、今後も、国際テロや北朝鮮、中国、ロシア等による対日有害活動に対する情報収集・分析機能の強化を図り、テロの未然防止、拉致容疑事案等の真相解明に向けた取組、対日有害活動や大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する徹底した取締りを一層推進するとともに、不法入国・不法滞在事犯についても、関係機関との緊密な連携の下、取締りを推進していくこととしている。

【国内情勢】

・　右翼は、内外の諸問題に敏感に反応し、我が国政府や関係諸国等に対する抗議活動を執拗に展開するものとみられ、その過程で、政党要人、政府機関、外国公館、報道機関等に対するテロ等重大事件を引き起こすおそれがある。

　また、いわゆる右派系市民グループは、各種活動の過程で一部の過激な参加者が、違法行為を引き起こすことが懸念される。

・　極左暴力集団は、組織の維持・拡大を図るため、引き続き、大衆運動や労働運動に介入するものとみられ、その過程で、調査活動に伴う違法行為や「テロ、ゲリラ」事件等を引き起こすおそれがある。

・　オウム真理教については、主流派は松本への絶対的帰依をより一層強め、上祐派は同派のイメージアップを通じ、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく観察処分の適用回避に全力を挙げるものとみられる。

・　警察は、これらの団体に対する情報収集活動を強化し、テロ等の未然防止を図るとともに、違法行為に対する徹底した取締りを一層推進することとしている。

・　日本共産党は、平成26年１月に開催する党大会に向けた「第26回党大会成功・党勢拡大大運動」を通じ、党勢拡大に取り組む気風を全党に定着させるとしており、党大会後も党建設を重視していくものとみられる。

・　反グローバリズムを掲げる勢力等は、今後も国内外諸勢力との連帯・連携を図りながら、国際会議等に対する抗議行動や各種社会運動に取り組んでいくものとみられる。

・　サイバー空間の脅威については、今後も、政府機関、重要インフラ事業者等に対するサイバー攻撃が行われることが懸念される。

第１章　国際情勢

１　米国内外情勢

(1)　内政

オバマ大統領は2013年１月、２期目の就任演説を行い、党派対立を超えて前進するよう国民に訴え、議会に対し財政再建問題等の解決に向けた協力を呼び掛けた。２月に行われた一般教書演説では、2012年の演説と同様、中間所得層を重視し、所得格差の是正と共に富裕層等への税負担増を迫る内容等となっていたことから、野党共和党の強い反発を受けるものとなった。

米国経済については、12月、米連邦準備制度理事会が、失業率の低下等雇用情勢が一層の改善を示したことなどを受け「経済活動は緩やかな拡大が続いている」との判断を示し、景気を下支えしてきた量的緩和策の縮小を決定した。

財政をめぐっては、財政赤字を削減するための歳出の強制削減が３月に発効し、2021年９月までに政府支出を計１兆2,000億ドル（約110兆円）削減することになり、９月には、予算編成と連邦債務上限の引き上げに向けた与野党協議が決裂した。これにより、10月１日には約17年ぶりに政府機能が一部停止する結果となったが、17日に暫定予算の策定と連邦債務上限の引き上げ等を内容とする法案が成立、オバマ大統領が一部政府機関の再開を宣言し、12月には議会両院が、2015会計年度までの予算枠を定めた関連法案を可決してオバマ大統領の署名により成立した。

また、４月、米国・ボストンにおける爆弾テロ事件が発生し、３人が死亡した。米本土でテロ事件の犠牲者が出たのは2001年の同時多発テロ事件以来で、被疑者であるチェチェン系移民の兄弟は、兄が警官隊との銃撃戦で負傷して搬送先の病院で死亡し、弟は逮捕された。

(2)　外交

オバマ大統領は、一般教書演説の外交政策部分で、アフガニスタンからの2014年末までの米兵撤収を強調した。また、「核兵器なき世界」の実現を改めて訴え、演説前に行われた北朝鮮による核実験を非難し、ロシアとの間で核弾頭の更なる削減を目指すと明言した。

2013年３月、オバマ大統領は就任後初めてイスラエルを訪問し、ネタニヤフ首相との会談後訪れたパレスチナ自治区で自治政府のアッバース議長とも会談して中東和平交渉の進展を訴え、７月には、イスラエルとパレスチナ自治政府の担当者による直接交渉が、米国の仲介で約３年ぶりに行われた。

６月、米国家安全保障局（以下「ＮＳＡ」という。）がインターネット上の情報や電話通信記録を入手し、情報監視活動を行っていたことが、スノーデン元米中央情報局（以下「ＣＩＡ」という。）職員の暴露で明らかになった。同職員は、香港を経由した上でロシアに一時亡命したもので、同職員による一連の暴露により、ドイツ首相に対する盗聴疑惑が浮上するなどし、ドイツを始めとする欧州各国等から米国に対し反発が起きた。

テロとの戦いでは、10月、米国防総省は、テロ対策軍事作戦により、1998年の在ケニア米国大使館等爆破事件に関与した国際テロ組織「アル・カーイダ」の幹部をリビアで拘束した。また、７月には、イエメンを拠点とする「アラビア半島のアル・カーイダ」の副官が、11月には、パキスタンのイスラム過激派組織「パキスタン・タリバン運動（以下「ＴＴＰ」という。）」の最高指導者が米国の無人機攻撃により死亡したと報じられた。

また、オバマ大統領が一般教書演説で妥結を目指すとしていた環太平洋パートナーシップ（以下「ＴＰＰ」という。）協定交渉については、年内で妥結ができず越年となった。

中国との間では、６月、カリフォルニア州パームスプリングス近郊で就任後間もない習近平国家主席と２日間で８時間に及ぶ首脳会談を行い、協力関係の構築を確認した。７月には両国の経済や安全保障上の懸案等を話し合う米中戦略・経済対話がワシントンで開かれたが、安全保障分野の焦点だったサイバー問題の協議は平行線をたどり、協議の継続を確認するにとどまった。

ロシアとの間では、５月、在ロシア米国大使館の書記官が、ロシア情報機関員を勧誘したとしてロシア連邦保安庁（以下「ＦＳＢ」という。）に拘束される事件が発生し、８月には、ＮＳＡによる情報監視活動を暴露した元ＣＩＡ職員が、ロシアに一時亡命した。こうした情勢の中、オバマ大統領は「米ロ関係のあり方を再検討する時期に来た」と表明した。

８月に発生したシリアにおける化学兵器使用疑惑をめぐっては、オバマ大統

領がシリアへの軍事介入を表明し、９月のＧ20首脳会議で軍事介入への支持を各国から得ようとしたが、ロシア等が反対した。その後、オバマ大統領は、国際連合安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）を通じた外交的手段による解決を優先することを国民向け演説で表明したほか、米国のケリー国務長官とロシアのラヴロフ外相は、スイス・ジュネーブにおいて会談を行い、シリアが保有する化学兵器を国際管理下で完全廃棄するための枠組みについて合意した。

２　日米関係

日米両政府は平成25年１月17日、自衛隊と米軍の協力の在り方を定めた「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の再改定に向けた協議を開始した。

安倍首相は、就任後初めて訪米し、２月22日、ホワイトハウスでオバマ大統領と首脳会談を行った。会談後に発表された日米共同声明は、ＴＰＰ協定交渉への参加に際し、全ての関税撤廃を前提としないことを掲げた。また、北朝鮮、尖閣諸島、米軍再編問題等で協力して対応することでも一致し、会談後の記者会見で安倍首相は、「日米同盟の信頼、強い絆は完全に復活した」と明言した。

日本政府は３月22日、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設に向け、公有水面の埋立承認を沖縄県の仲井眞弘多知事に申請し、日米両政府は４月５日、嘉手納基地以南の米軍施設区域の返還計画を公表した。その中で、普天間飛行場の返還時期は、名護市辺野古への移設を前提に「2022年度又はその後」とした。

６月10日から行われたカリフォルニア州沖での米軍演習「ドーン・ブリッツ」では、陸海空自衛隊が初めて参加し、島嶼（しょ）侵攻対処訓練を実施した。この訓練では、米軍の垂直離着陸輸送機オスプレイが日本の護衛艦「ひゅうが」に初めて着艦するなどした。

10月３日には、外務・防衛担当閣僚による日米安全保障協議委員会（２プラス２）が東京で開かれ、「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」を26年末までに再改定することや、普天間飛行場の辺野古移設の実現、在沖縄海兵隊のグアム移転を2020年代前半に開始することなどを内容とする共同文書を発表した。

11月19日には、オバマ大統領に太いパイプを持つとされるキャロライン・ケネディ氏が正式に駐日大使に就任した。

12月26日の安倍首相の靖国神社参拝に関しては、12月30日、国務省副報道官が記者会見で「近隣国との関係を悪化させるような行動をとったことに失望している」と述べた一方で、日米関係全体に影響はないという認識を示した。

3　欧州経済危機

債務危機に陥っていたギリシャは、欧州連合（以下「ＥＵ」という。）等からの資金援助を受け、2012年の基礎的財政収支が初めて黒字に転じたと発表した。サマラス内閣は、６月に緊縮財政の一環として国営テレビを閉鎖し、約2,600人の従業員を解雇したが、閉鎖に反対する左派政党の連立からの離脱を招き、政権基盤が弱体化した。

ギリシャ債務危機はキプロスにも影響を与え、銀行の不良債権が急増した。３月、キプロスに対する金融支援の条件として、ユーロ圏財務相会合で銀行預金に課税措置を行うよう表明されたことから、国民が預金引き出しに殺到する混乱が生じた。

こうした情勢の中、５月、スウェーデンでは刃物を持った男性が警察官に射殺されたことを発端に、高い失業率等に不満を持った移民の若者らが大規模な暴動を起こし、６月、スペインでは経済危機による緊縮財政と記録的な失業率に抗議するデモが発生した。

８月、ＥＵが、ユーロ圏の実質域内総生産（ＧＤＰ）について、2011年７～９月期以来のプラス成長に転じたと発表した。プラスに転じた要因としては、経済規模の大きいドイツやフランスの景気が回復したことと、ギリシャやスペイン等南欧諸国の悪化ペースが和らいだことも貢献したものとみられ、12月には、経済危機をめぐり支援を受けていた国の中では初めてアイルランドが支援からの脱却を宣言した。

4　中東・アフリカ

中東和平をめぐっては、2013年７月、ワシントンで、イスラエルとパレスチナ自治政府の直接協議が約３年ぶりに行われた。パレスチナ自治政府のアッバース議長は、９月に行った国連演説の中で、今回の交渉を「和平実現のための最後のチャンス」と述べた。

イランでは、６月に行われた大統領選挙で、核の平和的利用は譲れない権利と主張しつつも米国等との対話外交を訴えた保守穏健派のローハニ師が当選した。ローハニ大統領の就任により、９月には1979年のイラン革命以来初となる米・イラン首脳電話会談が実現したほか、11月に開催された、国連安保理の常任理事国にドイツを加えた６か国とイランとの核問題をめぐる協議において、イランが核開発を制限する見返りに、６か国側が凍結資産の解除等の制裁一部緩和で応じる「共同行動計画」の合意がなされた。

シリアでは、８月、内戦状態が続く中で化学兵器の使用疑惑が浮上した。米国はアサド政権が化学兵器を使用したとして、一旦はオバマ大統領が議会の承認を得た上でシリアに対する軍事介入を行うと表明したが、９月、軍事介入に反対するロシアとの間でシリアの化学兵器を国際管理下で廃棄することで合意した。

トルコでは、５月、最大都市イスタンブールで、公園の再開発に反対する環境活動家らのデモを政府が強制排除したことに端を発した抗議デモが、エルドアン首相への反政府デモとして全土に拡大したほか、12月には、主要閣僚子息が関わったとされる贈収賄事件が摘発され、政権に対する批判が強まり、反政府デモが行われた。

エジプトでは、ムルスィー大統領支持派と反大統領派がそれぞれ大規模デモを行い国内の分裂が深刻化していたところ、７月、大統領が解任され、暫定政府が樹立された。前大統領の支持母体であるムスリム同胞団等は、前大統領の復帰を求めてエジプト各地でデモを行い、治安部隊と衝突して多数の死傷者が出た。

南スーダンでは、12月、首都ジュバ等で政府軍と反政府勢力の戦闘が続き、ＰＫＯ部隊施設が襲撃を受けるなどした。

５　アジア

韓国では、2013年２月、朴槿恵（パククネ）氏が第18代大統領に就任した。就任演説で北朝鮮に核放棄を要求した同大統領は、５月にオバマ大統領、６月に習近平国家主席と首脳会談を行い、朝鮮半島の非核化に向けた連携を確認した。また、９月、韓国の国家情報院等は、北朝鮮に呼応して武装蜂起を謀議した内乱陰謀等の容疑で、統合進歩党の国会議員を逮捕した。

フィリピンでは、１月、南シナ海での領有権問題をめぐり中国を国連海洋法条

約に基づく仲裁裁判所に単独で提訴し、８月、米国との間で、軍事協力関係を強化するための新協定締結に向けた協議を行ったと発表した。

ミャンマーでは、５月、テイン・セイン大統領が、主要武装勢力のカチン独立機構との停戦に暫定合意し、今後の全面的な停戦に向けた意欲を表明した。しかし、同国では仏教徒とイスラム系少数民族との対立が続き、多数の死傷者が出た。また、12月にはテイン・セイン大統領が、全ての政治犯に恩赦を与える大統領令を出した。

インドでは、パキスタンとの間で領有権を争うカシミール地方での衝突が発生し、中国軍も同地方に進出してインド軍と対峙するなど緊張が高まった。また、８月、インド海軍が初の国産空母を進水させるなどして海軍力強化を進めた。

パキスタンでは、５月、国民議会選挙が行われ、1990年代に２度首相を務めたシャリフ氏が率いる最大野党が勝利した。６月に３度目となる首相に就任したシャリフ氏は９月、国連総会出席のため訪れた米国でインドのシン首相と会談し、カシミール地方等の紛争で暴力の停止に努めることで合意した。

第２章　国内情勢

１　政治情勢

(1)　第23回参議院議員通常選挙で与党が圧勝～ねじれ国会が解消～

平成25年７月21日、第23回参議院議員通常選挙の投開票が行われ、自民党は、改選前34議席を大きく上回り、現行制度で過去最多の65議席を獲得して、参議院で６年ぶりに第１党を奪還した。また、公明党は、選挙区で４候補者全員が当選し、比例代表でも７議席を獲得して、自民党と公明党を合わせた与党は、非改選を含め、過半数（122議席）を超える135議席を確保し、ねじれ国会は解消された。

一方、民主党は、改選前44議席から過去最低の17議席に落ち込み、日本維新の会とみんなの党は、議席は増やしたものの伸び悩んだ。社民党は、比例代表の１議席にとどまり、福島瑞穂党首は辞任し、生活の党とみどりの風は議席を獲得することができなかった。日本共産党は、12年ぶりに選挙区での議席を獲得し、比例も含めて改選前３議席を８議席に増やした。

(2)　ＴＰＰ協定交渉に正式参加

安倍首相は平成25年３月15日、首相官邸で記者会見し、ＴＰＰ協定交渉に日本が参加すると正式に表明した。

安倍首相は２月22日、ワシントンでオバマ大統領と会談し、「ＴＰＰ協定交渉への参加に際し、全ての関税撤廃が前提にはならない」とする共同声明を発表していた。また、その後の２月28日の施政方針演説では、ＴＰＰ協定交渉参加について、「政府の責任において判断する」と表明していた。

日本は７月23日、マレーシアでのＴＰＰ協定交渉に、12番目のメンバーとして初めて正式参加した。

10月８日には、インドネシアのバリ島で首脳会合が開催され、「年内の交渉妥結に向けて協議を前進させる」との首脳声明を採択したが、12月の閣僚会合でも妥結に至らず、交渉は26年に持ち越しとなった。

(3)　平成26年４月からの消費増税が決定

政府は平成25年10月１日の閣議で、26年４月から消費税率を８％に引き上

げることを決定した。24年に成立した消費増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法は、消費税率を26年４月に８％、27年10月に10％へと２段階で引き上げることとなっており、引上げは９年に３％から現行の５％として以来、17年ぶり２回目となる。

安倍首相は決定後の記者会見で、「経済成長と財政健全化は両立可能である」とした上で、「増税に備えた企業向け減税に加え、５兆円規模の経済対策を策定する」と表明した。「法人実効税率の引き下げも真剣に検討する」と強調し、東日本大震災からの復興財源に充てる特別法人税は、「25年度末に１年前倒しで廃止を検討する」とした。また、27年10月に予定されている消費税率の10％への引上げについては、「経済状況を総合的に勘案し、判断時期を含めて適切に決断する」とした。

(4) 外交・安全保障体制の強化への取組

政府は平成25年１月25日の閣議で、22年に策定された「防衛計画の大綱」の見直しと、同大綱に基づく「中期防衛力整備計画」の廃止を決定し、新たな大綱等を策定することとした。

外交・安全保障政策の司令塔となる国家安全保障会議の創設のため、政府は６月７日、設置関連法案を通常国会に提出した。その後、継続審議となり、臨時国会において成立、同会議は12月４日に発足し、第１回目となる４大臣会合が開催された。また、機密情報漏洩防止を目的とした「特定秘密の保護に関する法律案」については、９月下旬に実施した意見公募を踏まえ、与党内での調整を進めた結果、10月25日、臨時国会に提出され、12月６日に成立、13日に公布され１年以内に施行されることとなった。

政府は２月８日、第１次安倍内閣で設置し、集団的自衛権の行使について検討した「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」を５年ぶりに再開した。安倍首相は同会合で、「安全保障環境の変化を踏まえ、日米安保体制の最も効果的な運用を含め、何をなすべきか議論してほしい」と述べた。

また、９月12日には、外交・安全保障政策の指針となる「国家安全保障戦略」を議論する有識者会議「安全保障と防衛力に関する懇談会」の初会合が開かれた。安倍首相は、同会合において「国益を長期的視野から見定め、国家安全保障政策を戦略的で体系的なものにする」と、同戦略策定の意義を強調した。

その後、政府は12月17日、「国家安全保障戦略」と共に、「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」を閣議決定したが、集団的自衛権の行使をめぐる議論については、26年以降も継続されることとなった。

2　経済・社会情勢

(1)　安倍内閣の経済財政政策

安倍首相は、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を目指し、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」のいわゆる３本の矢からなる「アベノミクス」と呼ばれる経済財政政策に取り組んでいる。

「大胆な金融政策」としては、平成25年１月22日の金融政策決定会合で日本銀行は、２％の物価上昇率目標の導入を柱とする政府との共同声明を発表した。４月４日には、黒田東彦日本銀行総裁の就任後初となる金融政策決定会合で、２％の物価上昇率目標を２年程度の期間を念頭にできるだけ早期に達成することとし、その実現のため、資金供給量を２年で２倍にすることなどを内容とした「量的・質的金融緩和」策の導入等を決定した。

「機動的な財政政策」としては、政府は１月15日、経済再生に向けた緊急経済対策を盛り込んだ13兆円に上る平成24年度補正予算を閣議決定し、２月26日に成立させた。また、５月15日には、経済活性化等を重点化した平成25年度予算も成立させた。

「民間投資を喚起する成長戦略」としては、政府は６月14日、10年間の平均で物価変動の影響を除いた実質ＧＤＰ（国内総生産）成長率２％程度の実現や10年後の一人当たりの国民総所得を150万円以上増加させることなどを目標に掲げた成長戦略「日本再興戦略－ＪＡＰＡＮ is ＢＡＣＫ」を閣議決定した。同成長戦略には、企業の生産設備の更新等を促すため、「思い切った投資減税で法人負担を軽減する」と明記しており、企業再編や起業促進等を後押しする税制優遇措置を盛り込んだ産業競争力強化法案が、秋の臨時国会に提出され、成立した。

こうした中、為替は24年11月時点で１ドル＝70円台だったが、安倍内閣発足後徐々に円安傾向となり、25年５月には１ドル＝100円を超え、12月には105円

台となった。また、24年11月時点で9,000円を割っていた日経平均株価は、25年12月には１万6,000円台にまで回復し、年末最後の取引となった30日の東京株式市場でも終値が同年の最高値を塗り替え、年間上昇率は57%と高水準を記録したほか、実質ＧＤＰの成長率（１次速報値）も25年中、４四半期連続してプラスとなった。

(2) 原子力規制委員会が新規制基準を発表

平成25年７月８日、原子力発電所（以下「原発」という。）の安全性を判断する新規制基準が施行され、原子力規制委員会は、再稼働に必要な審査の受付けを開始し、同日、原発を抱える北海道、関西、四国、九州の電力４社が申請を行い、年末までに７社が申請をした。

新基準は、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、これまで電力会社に委ねていた重大事故対策等を義務付けたほか、地震や津波への備えも大幅に強化した。

一方、９月15日には、国内で唯一稼働していた関西電力大飯発電所４号機が、定期検査のため運転を停止し、１年２か月ぶりに全ての原発が停止した。

(3) 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催が決定

2013年９月７日、アルゼンチン・ブエノスアイレスで開かれた国際オリンピック委員会（以下「ＩＯＣ」という。）総会において、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催されることが決定した。東京で開かれるのは、昭和39年以来56年ぶりで、安倍首相は、「成長に大きな追い風になる。15年続いたデフレや縮み志向の経済を五輪開催を起爆剤に払拭していきたい」と述べた。

決定を受け、東京都は平成25年９月11日、大会実施準備会議を設置し、警察庁及び警視庁は12日、大会連絡室を設置した。13日、下村博文文部科学相が担当相に任命されたほか、10月４日には、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室」が内閣官房に設置された。

第３章　治安情勢

第１　公安情勢

１　右翼等

(1)　抗議活動の状況

右翼は平成25年中、領土問題等をめぐり、活発な街頭宣伝活動等に取り組んだほか、憲法問題を始めとする右翼が関心を示す諸問題を捉え、街頭宣伝活動等に取り組んだ。

中国問題では、１月、東シナ海の公海上において、中国海軍艦艇が海上自衛隊護衛艦に対し、火器管制レーダーを照射したことを捉え、「明らかに日本への攻撃を前提とする中国側の挑発行為にほかならない」などと批判したほか、中国公船が尖閣諸島周辺の領海を侵犯していることを捉え、「中国は、日本が尖閣諸島を国有化したことに対抗し、領海侵犯を繰り返し、実効支配をアピールしている」などと主張した。右翼は25年中、中国問題で、延べ約1,940団体、約5,210人、街頭宣伝車約1,590台（24年：延べ約2,200団体、約5,800人、街頭宣伝車約1,680台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

韓国問題では、朴槿恵韓国大統領の竹島問題や歴史認識問題等に関する発言を捉え、「竹島は歴史的に見ても日本領である。韓国は、歴史認識問題を出してくるが、歴史を捏造しているのは韓国である」などと批判したほか、８月、韓国の国会議員が竹島に上陸したことを捉え、「韓国による不法行為は絶対に許せない」などと主張した。右翼は25年中、韓国問題で、延べ約2,220団体、約5,690人、街頭宣伝車約1,920台（24年：延べ約2,450団体、約6,630人、街頭宣伝車約2,160台）を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

北朝鮮問題では、２月に核実験を強行したことを捉え、「北朝鮮による核実験は、全世界の平和と安全を脅かす暴挙である」などと批判したほか、５月、朝鮮半島東岸から日本海に向けて短距離ミサイルを発射したことを捉え、「北朝鮮は、ミサイルを発射するなど挑発行為を繰り返している」などと主張した。右翼は25年中、北朝鮮問題で、延べ約910団体、約2,470人、街頭宣伝車約820台（24年：延べ約660団体、約1,480人、街頭宣伝車約480台）

を動員し、街頭宣伝活動等を行った。

ロシア問題では、４月の日ロ首脳会談において、北方領土問題を含む平和条約締結交渉の再開が確認され、共同声明が発表されたことを捉え、「北方領土交渉の再スタートに向けた道筋ができたことは評価されるべき。北方領土問題を解決するには絶好の機会である」などと期待を示す反応がある一方で、「我が国の領土が奪われているというのに、平和条約を締結しようとするなどもってのほか」などと批判する動向もみられた。右翼は25年中、北方領土の日（２月７日）に約160団体、約380人、街頭宣伝車約150台（24年：約120団体、約370人、街頭宣伝車約120台）を、「反ロデー」（８月９日）に約190団体、約710人、街頭宣伝車約240台（24年：約220団体、約810人、街頭宣伝車約270台）を、それぞれ動員し、街頭宣伝活動等を行った。

政局をめぐる問題では、７月、第23回参議院議員通常選挙において、自民・公明両党が76議席を獲得し、非改選を含めて絶対安定多数となる135議席を確保して「ねじれ国会」を解消したことを捉え、「今回の参院選で自民党が圧勝して、自主憲法制定への道筋ができた。安倍首相には、必ず実行してもらいたい」などと主張した。一方、安倍首相が、８月15日の終戦記念日に靖国神社参拝を見送ったことを捉え、「安倍首相は、今回も中国や韓国の圧力に屈し、終戦記念日の靖国参拝を見送った」などと批判した。右翼は25年中、延べ約1,050団体、約2,540人、街頭宣伝車約680台（24年：延べ約2,240団体、約6,410人、街頭宣伝車約1,900台）を動員し、政府批判の街頭宣伝活動等を行った。

右翼は、26年も引き続き、内外の諸問題に敏感に反応し、我が国政府や関係諸国等に対する抗議活動を執拗に展開するものとみられ、その過程で、政党要人、政府機関、外国公館、報道機関等に対するテロ等重大事件を引き起こすおそれがある。

(2) 街頭宣伝活動の状況

右翼の街頭宣伝車数は、全国で約1,400台とみられるが、一部の右翼は、企業等に対して「糾弾活動」と称し、街頭宣伝車を用いて大音量で執拗な街頭宣伝活動を行い、騒音被害や交通渋滞を引き起こすなど、市民生活の

平穏を害している。

平成25年中、糾弾街頭宣伝活動の対象となった企業は、約190社（24年：約220社）に上った。

一部の右翼は、26年も引き続き、市民生活の平穏を害するこうした街頭宣伝活動を展開するとともに、取締りや仮処分命令を免れるため、名指しを避けて企業糾弾を行うなど、活動方法を一層巧妙化させるものとみられる。

(3) 違法行為の取締り

右翼は、時局問題等を捉えて執拗に活動を展開しており、その過程において「テロ、ゲリラ」事件を実行しているほか、資金獲得目的の活動や街頭宣伝活動に伴って、多数の違法行為を引き起こしている。

ア テロ等重大事件の未然防止

平成25年中に発生した「テロ、ゲリラ」事件は、街宣車を運転してオウム真理教主流派（「Aleph（アレフ）」）の拠点施設（足立入谷施設）に突入させ、同施設建物等を損壊した「オウム真理教（主流派）足立入谷施設に対する街宣車突入事件」（11月、警視庁）の１件であり、同事件で右翼団体代表を逮捕した。

また、警察は、右翼によるテロ等重大事件を未然に防止するため、各種の情報活動を推進し、拳銃等の銃器摘発に努めた結果、25年中は、右翼及びその周辺者から拳銃４丁（24年：８丁）を押収した。

イ 右翼による違法行為の取締り

右翼による違法行為の検挙件数及び人員は、24年中の1,733件1,824人に対し、25年中は、1,583件1,643人であった。

これらの検挙事件のうち、資金獲得を目的とした恐喝事件や詐欺事件等の悪質な犯罪の検挙は289件323人に上り、道路交通法違反を除く全検挙件数（674件）の約43%を占め、悪質な資金源犯罪が依然として後を絶たない状況にある。

また、市民の平穏な生活を害する悪質な街頭宣伝活動に対しては、その内容や形態を捉え、静穏保持法違反、名誉毀損等により27件32人（24

年：29件48人）を検挙した。

警察は、右翼による違法行為に対し、引き続き徹底した取締りを行うこととしている。

(4) 右派系市民グループをめぐる動向

平成25年中、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動するいわゆる右派系市民グループが、韓国や北朝鮮問題等を捉えた徒歩デモや街頭宣伝活動等を各地で展開した。最近では、その活動が広域化しているほか、動員数も増加する傾向にあり、都内で数百人程度が参加する取組もみられた。特に、東京や大阪の在日韓国人・朝鮮人が多く居住する地区等において、一部の過激な参加者が人種差別的、排外主義的な街頭宣伝活動を行っていることが、いわゆるヘイトスピーチ問題として社会の注目を集めた。

こうした中、右派系市民グループの主義主張に反対する勢力が出現した。これら勢力はインターネットで賛同者を集め、右派系市民グループの取組に対してカウンターと称する対抗行動に取り組み、その一部は抗議行動を過激化させた。特に、６月に都内で行われた取組の際には、主催者側である右派系市民グループ４人と反対する勢力側４人の合計８人が暴行事件で逮捕されるなど、双方の間で対立が激化する状況もみられた。

右派系市民グループは、26年中も引き続き、内外の諸問題に敏感に反応し、徒歩デモ等により自らの主張を訴えるものとみられ、その過程で、反対勢力とのトラブル事案等、違法行為の発生が懸念されるほか、外国公館等に対する抗議活動を継続するものとみられる。

2 極左暴力集団

(1) 革マル派の動向

革マル派は平成25年も、労働運動や大衆運動に取り組み、組織の維持、拡大を図った。

昭和38年に結成された革マル派は平成25年、結成50周年を迎えた。２月10日に開催した「革共同政治集会」では、結成50周年を大々的にアピールし、会場ロビーにおいて、「同志黒田の思索と探究の世界」と題する特別展

示を行い、黒田の遺品を展示するなど、改めて、黒田寛一前議長（故人）の「遺志継承」と更なる「組織建設」を訴えた。

労働運動では、労働組合が主催する定期大会等会場周辺に活動家を動員し、その労組指導部を批判するビラを配布して、同調者の獲得を図った。特に、日本教職員組合（日教組）に対しては「日教組本部の闘争放棄を弾劾し、教育のネオ・ファシズム的再編反対の闘いを創造しよう」、全日本教職員組合（全教）に対しては「全教中央を弾劾し、創造的な論議をまきおこそう」などと、日本郵政グループ労働組合（ＪＰ労組）に対しては「新たな人事・給与制度の妥結承認を許すな」などと主張した。

大衆運動では、安倍政権が進める諸施策に反対し「政権打倒」を主張する独自の集会、デモに取り組んだ。また、オスプレイの追加配備、日米共同訓練の実施や特定秘密の保護に関する法律制定等を捉えて開催された集会、デモ等に活動家を動員し、参加者にビラを配布したり、のぼりやプラカードを掲出するなどした。同派は、このような取組を通じて自派の主張を展開し、同調者の獲得を図った。

同派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会（ＪＲ総連）及び東日本旅客鉄道労働組合（以下「ＪＲ東労組」という。）は、革マル派創設時の副議長であり、22年に死亡した松嵜明元ＪＲ東労組会長の「講演録」や「評伝」を機関誌等に掲載し、傘下組合員に対して同人が提唱した労働運動理論の実践を呼び掛けた。

また、ＪＲ東労組の組合員らによる組合脱退及び退職強要事件については、刑事裁判の終結（24年２月に有罪判決が確定）後も、同事件を「国策弾圧」、「えん罪事件」と主張し続け、11月１日には、都内で「弾圧に抗した11年！美世志会とともに当たり前の職場活動を守り抜く11.１大集会」を開催した。

同派は今後も、黒田前議長が提唱した理論に依拠しながら、組織の維持・拡大を図るものとみられる。

(2) 中核派の動向

中核派（党中央）は、労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運

動路線」を堅持し、「国鉄・反原発決戦」と「全証拠開示大運動」（注）を主要闘争課題に掲げて活動した。

（注）　全証拠開示大運動

昭和46年の「渋谷暴動事件」における殺人罪等で無期懲役が確定し、徳島刑務所に服役中の同派活動家の再審請求の過程で、証拠の開示を訴えている運動。

同派は、昭和38年２月に革マル派と分裂し、誕生してから50年を迎えたことから、平成25年12月に革共同50年史として、「現代革命への挑戦」上巻を刊行した。

大衆運動では、反原発闘争において、東日本大震災後２年を捉えて、３月11日、福島県内で「３.11反原発福島行動'13」を開催し、東北及び関東を中心に全国から活動家や支援者等を動員した。

また、反原発運動の高まりに乗じて23年８月に結成した「すべての原発いますぐなくそう！全国会議」（略称：「な全」）は、独自の集会、デモ等に取り組むとともに、首都圏を中心に各地で「な全」の結成を進めるなど、当初の目的である全国組織化に向けた広がりをみせた。

さらに、第23回参議院議員通常選挙に立候補し当選した「な全」呼び掛け人の１人の選挙運動を、同派も組織を挙げて支援した。

労働運動では、６月９日、都内で、「今こそ国鉄闘争の火をもっと大きく」をスローガンとして、「国鉄闘争全国運動６.９全国集会」を開催し、22年に立ち上げた「国鉄闘争全国運動」の発展を通じた国鉄闘争の更なる強化を訴えた。

また、同派は、「闘う労働組合を全国の職場に」をスローガンに、11月３日、東京・日比谷野外音楽堂で「11.３全国労働者総決起集会」を開催した。この集会には、全国の活動家、支援者及び数か国の労働団体代表等が参加し、集会終了後、デモに取り組んだ。

主要闘争課題に掲げている「全証拠開示大運動」では、９月８日、「９.８徳島刑務所デモ」に取り組み、「同志を取り戻そう」、「全証拠を開示しろ」などと訴えた。

一方、19年11月に党中央と分裂した関西地方委員会（関西反中央派）は、「今後10年間、日本階級闘争の最重要のテーマは間違いなく原発問題である」との闘争方針により、反原発団体等が主催する集会、デモ等に積極的に参加した。とりわけ、関西電力大飯発電所の再稼働１周年を捉えて、25年６月30日、福井県内で反原発団体等が主催した取組には、近隣府県から活動家等を動員した。

また、６月９日、新聞紙上にオスプレイ反対等を訴える広告を掲載する「沖縄・意見広告運動」に、同派活動家等が賛同者として参加したほか、市民団体等が主催する集会、デモ等に積極的に参加し、反戦・反基地を訴えた。

党中央は26年も、国鉄闘争と反原発闘争を中心とした取組を継続し、組織の維持・拡大を図るものとみられる。また、関西反中央派は、原発の再稼働反対や反戦・反基地問題等を捉えた闘争に取り組むものとみられる。

(3) 革労協の動向

革労協主流派は、「農地強奪阻止、空港廃港」をスローガンに、平成25年７月６日、「三里塚を闘う九州実行委員会」（福岡）を結成するなど、成田闘争の盛り上げを図った。また、同派は、組織内で発生した部落差別問題や女性差別問題等で活動家が離反したことについて、引き続き自己批判に取り組み、組織の立て直しを図っていることを機関紙で明らかにした。

革労協反主流派は、ソマリア沖海賊対処行動への自衛隊の交替部隊派遣やオスプレイの普天間飛行場への追加配備に対する抗議行動等、反戦・反基地闘争を重点に取り組み、11月28日には、「在日米空軍横田基地に向けた飛翔弾発射事件」を引き起こし、犯行声明で、自衛隊と米軍による共同訓練等に反対しての犯行であることを自認した。また、電源開発大間原子力発電所の建設や四国電力伊方発電所の再稼動に反対して現地でデモを行うなど、反原発・反核燃闘争にも取り組んだ。このほか、24年６月に結成した「全国労働組合運動交流会」の活動を通じて、非正規労働者等の獲得を図り、25年12月には、障害者の獲得を図るため、新たに「全国「障害者」解放運動共闘会議」を結成した。

両派は、今後も組織の維持・拡大を図るとともに、それぞれが取り組む成

田闘争や反戦・反基地闘争等をめぐる情勢次第では、「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすことが懸念される。

(4) 成田空港をめぐる情勢

成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）は、空港機能の充実（年間発着回数30万回への拡大）と安全性の向上に向けて空港施設の整備を進め、平成25年３月７日、成田国際空港のＢ滑走路と第２旅客ターミナル地区をつなぐ３本目の西側誘導路（通称：第３誘導路）の供用を開始した。

一方、空港会社と三里塚芝山連合空港反対同盟北原グループ（以下「反対同盟北原グループ」という。）との間では、航空機の運行と空港関連施設の建設工事に影響を与える耕作農地の土地明渡裁判等が争われている。

反対同盟北原グループ及びこれを支援する極左暴力集団は、７月29日に千葉地方裁判所で土地明渡裁判の第一審判決が言い渡されることを捉え、同月14日、千葉市内において、「７.14全国総決起集会」を開催し、「農地を奪う判決許すな」などと訴えた。さらに、判決当日は、裁判傍聴や集会、デモに取り組み、裁判闘争の盛り上げを図った。

裁判では、農地等の明渡しを命じる判決が言い渡されたが、空港会社が求めた判決確定前に強制執行が可能となる仮執行宣言は付されなかった。反対同盟北原グループは８月８日、同判決を不服として東京高等裁判所に控訴した。

また、反対同盟北原グループの中心的立場で活発に活動してきた事務局次長が12月21日に死亡した。

極左暴力集団は、引き続き、「農地死守」を主要課題として成田闘争に取り組み、土地明渡裁判等の進捗状況を捉えて、空港関係者、空港関連施設等に対する違法行為や「テロ、ゲリラ」事件を引き起こすおそれがある。

(5) 極左対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査及び非公然アジト発見に向けたマンション、アパート等に対するローラーを推進するとともに、これらの活動に対する国民の理解と協力を得るため、ポスターを始めとする各種広報媒体を活用した広報活動等を推進した。

平成25年３月４日には、革マル派幹部活動家３人を有印私文書偽造・同行使罪で逮捕するとともに、同派の非公然アジトを摘発した。また、11月13日には、同派の非公然アジトを摘発し、11月28日、同派幹部活動家を有印私文書偽造・同行使罪で逮捕した。

４月25日には、管理者の許可を得ることなく、法政大学市ヶ谷キャンパス内に不法に侵入した中核派（党中央）系全学連活動家２人を建造物侵入罪で逮捕するとともに、同大学前で開催した無許可集会を指揮、扇動した同派系全学連委員長ら４人を集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例違反等で逮捕し、10月24日には、虚偽の住所地を申告して運転免許証を更新した中核派（党中央）非公然活動家を免状不実記載罪で逮捕した。

さらに、11月28日には、虚偽の住所、氏名でホテルに宿泊した革労協反主流派最高幹部ら２人を有印私文書偽造・同行使罪等で逮捕するなど、25年中、革マル派の非公然アジト２か所を摘発するとともに、極左活動家ら36人を検挙した。

警察では、引き続き、国民の理解と協力を得ながら、極左暴力集団に対する取締りを徹底することとしている。

３　オウム真理教

(1)　教団の状況

ア　松本への絶対的帰依を強める主流派と観察処分の適用回避に全力を挙げる上祐派

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫への絶対的帰依を強調する主流派（「Aleph(アレフ)」）と松本の影響力がないかのように装う上祐派（「ひかりの輪」）を中心に活動している。

主流派は、依然として松本を「尊師」と尊称し、同人の「生誕祭」を開催しているほか、松本の写真等を拠点施設の祭壇等に飾ったり、説法会等を定期的に開催し、信者に対して同人の「偉大性」を称賛する内容のＤＶＤを視聴させたり、同人への絶対的帰依を求める文言を繰り返し唱和する修行や同人の延命を祈願する修行等に取り組ませたりするなど、松本への絶対的帰依を強調する「原点回帰」路線を強めている。また、

同派は、従前と同様、出家信者を当該団体管理下の拠点施設等に集団居住させて、一般社会と融和しない独自の閉鎖社会を構築している。このほか、公安調査庁による立入検査により、刃物様の物で串刺しにされた公安調査官や警察官らの顔写真が、同派施設内に置かれていたことも判明している。

一方、上祐派は、同派のウェブサイトに旧教団時代の反省・総括の概要を掲載したり、各種メディアを通じて「松本からの脱却」を強調したりするなどし、松本の影響力がないかのように装って活動しているほか、著名人との対談やマスコミの取材等を積極的に受け入れるなどし、「開かれた教団」のアピールに努めている。このほか、上祐史浩代表が、平成24年12月に教団による一連の事件を総括した書籍を、25年５月に過去に教団幹部を刺殺したことで服役していた人物等との対談の内容を取りまとめた書籍を、それぞれ出版し、これら書籍の印税収入を被害者賠償に充てるなどしている。

今後、主流派は、松本への絶対的帰依をより強めていくものとみられる。一方、上祐派は、同派のイメージアップを通じ、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）に基づく観察処分の適用回避に全力を挙げるものとみられる。

イ　組織拡大に向けた動向

教団は、15都道府県に32か所の拠点施設を有し、両派の信者数は、その活動状況等から合計で約1,650人とみられる。

主流派は、街頭や書店における声掛けのほか、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）等を利用したり、大学関連のサークル活動を装ったりしながら、青年層を中心に接触を図り、教団名を秘匿しながらヨーガ教室に勧誘するなどして新規信者を獲得している。

一方、上祐派は、各拠点施設で開催している「上祐代表説法会」や「集中セミナー」、各地の神社仏閣等を訪問する「聖地修行」等の行事について、在家信者に限らず、一般人に対しても、ウェブサイトを通じて参加を呼び掛けるなどし、信者獲得を図っている。

(2) オウム真理教対策の推進

平成24年中に全てのオウム真理教関係警察庁指定特別手配被疑者（以下「特別手配被疑者」という。）が逮捕されたことにより、これまで全国警察を挙げて推進してきた追跡捜査は終了した。しかし、教団は、依然として松本及び同人の説く教義を存立の基盤とし、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められるとして、団体規制法に基づく観察処分に付されるなどしており、その本質に変化がないと認められることから、警察では、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、教団による組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進しており、25年中、調査活動中の公安調査官に対する公務執行妨害罪で主流派出家信者２人を検挙した（２月、福岡）。

また、特別手配被疑者の逮捕を受け、今後、時間の経過とともに教団に対する国民の関心が薄れ、地下鉄サリン事件を始めとする一連の凶悪事件に対する記憶が風化することなどにより、教団の本質が正しく理解されないことも懸念される。そのため、警察では、各種機会を通じ、教団の現状について広報しているほか、教団の組織的違法行為に対する検挙事例や警戒活動等教団に対する警察の取組について、住民や地方自治体等に対して積極的に情報発信を行っている。

さらに、教団施設周辺の地域住民の安全・安心を確保するため、その要望を踏まえ、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施している。

4 日本共産党

(1) 第23回参議院議員通常選挙の結果

日本共産党は、平成25年７月の第23回参議院議員通常選挙で、「比例代表で５議席絶対確保」、「650万票以上の得票」を目標に掲げ、選挙区で46人（沖縄選挙区を除く。）、比例代表で17人の公認候補を擁立した。

共産党は、参院選の前哨戦と位置付けていた６月の東京都議会議員選挙で、改選前８議席から17議席に議席を倍増させた。志位和夫委員長は、都議選後に開催した「参議院選挙必勝・全国決起集会」で、都議選における躍進が自動的に参院選での躍進にはならないとしながらも、「政党間の力関係は短期間のうちに変えられる」と強調し、参院選での躍進を勝ち取るために全党が

奮起することを訴えた。

結果は、改選前３議席（いずれも比例代表）から、選挙区で３議席（東京、京都及び大阪）、比例代表で５議席の合計８議席を獲得し、非改選と合わせると11議席となった。とりわけ、選挙区に関しては、東京では12年ぶり、京都、大阪では15年ぶりの議席回復であった。

また、得票数及び得票率は、選挙区で得票数564万5,937票（前回比138万9,537票増）、得票率10.64%（前回比3.35ポイント増）、比例代表で得票数515万4,055票（前回比159万499票増）、得票率9.68%（前回比3.58ポイント増）と、それぞれ増加した。

この結果について、共産党は、９月の第８回中央委員会総会（以下「８中総」という。）で、「1960年代の終わりから70年代にかけての「第１の躍進」、1990年代後半の「第２の躍進」に続く、「第３の躍進」の始まりともいうべき歴史的意義をもつものとなった」（注）と強調した。一方で、「二大政党づくり」の動きや「第三極」の動きが廃れて「自共対決」の構図が鮮明になるという客観的条件も躍進に有利に働いたとの認識を示した上で、「今回の躍進は、私たちの実力以上の結果であることを、リアルに直視する必要がある」などと総括し、「強く大きな党をつくることが絶対不可欠である」と訴えた。

（注）　志位委員長が言及した「第１の躍進」では、衆参両議院合わせた国会議員数は、最多時で、衆議院議員38人、参議院議員20人の合計58人であった。

また、「第２の躍進」では、衆議院議員26人、参議院議員23人の合計49人であった。

(2)　ＴＰＰ問題等を捉えた「一点共闘」の取組を展開

日本共産党は、政治的立場の違い、党派の垣根を越えた「一点共闘」に取り組み、平成25年３月に全国農業協同組合中央会（以下「ＪＡ全中」という。）等が主催したＴＰＰ反対集会に志位委員長が参加し連帯挨拶を行ったほか、党国会議員がＪＡ全中、全国漁業協同組合連合会及び全国森林組合連合会を訪問して共闘の働き掛けを行った。また、都道府県レベルでも、地方議員等が、農業協同組合や漁業協同組合連合会、森林組合連合会及び医師会等主催による反対集会への参加や各団体関係者との懇談に取り組んだ。

このほか、原発問題では、首都圏反原発連合主催の首相官邸前抗議行動を「しんぶん赤旗」で毎週取り上げているほか、同抗議行動に、志位委員長を始めとする党国会議員等が参加しスピーチを行った。また、９月には、消費税増税中止の一点で一致する全ての政党、団体、個人に対して共同を呼び掛けるアピールを発表した。さらに、特定秘密の保護に関する法律案を捉えては、10月、国民の知る権利を奪うとして、同法律案に反対する声明を発表し、立場の違いを越えて、民主主義破壊の悪法に反対する一点で力を合わせ、闘い抜くなどと訴えるとともに、12月６日に日比谷野外音楽堂で行われた「「秘密保護法」廃案へ！12･６大集会」では、志位委員長が参加し、廃案を訴えた。

志位委員長は、９月の８中総で、「一点共闘」の取組を通じ、参院選では保守層や無党派層に支持が広がる状況が生まれたとして、今後も「国民の多様な要求と関心にこたえた、多面的な活動にとりくみ、また参加しよう」などと「一点共闘」による国民運動の発展強化を訴えた。

(3) 第26回党大会に向けた動向

日本共産党は、平成25年９月の８中総で、第26回党大会を26年１月15日から18日までの４日間の日程で招集することを決定した。党大会の開催は、22年１月の第25回党大会以来約４年ぶりである。

また、８中総では、党大会を開催する26年１月末日までの４か月半を期間とする「第26回党大会成功・党勢拡大大運動」に取り組むことを決定した。達成目標は、党員拡大では２万人以上、「しんぶん赤旗」読者拡大では、日刊紙で３万5,000人、日曜版で18万9,000人以上とした（注１）。

かつて共産党は、23年７月から24年９月までの１年３か月間に及ぶ「党創立90周年をめざす党員拡大を中心とした党勢拡大大運動」（注２）に取り組んだ結果、約２万人の新入党員を獲得したものの、「しんぶん赤旗」読者拡大では、開始時に比べ減少する結果となった。これに対し、今回は、期間が４か月半ということもあり、目標達成は困難なものとみられるが、共産党は、今次「党勢拡大大運動」を通じて、党勢拡大に取り組む気風を全党に定着させるとしており、党大会後も党建設を重視していくものとみられる。

（注１）　「第26回党大会成功・党勢拡大大運動」の達成目標

党員拡大では、「すべての党支部が新しい党員を迎えること」、「全党的には２万人を超える党員拡大に挑戦しよう」とし、「しんぶん赤旗」読者拡大では、「日刊紙、日曜版とも、第25回党大会の水準の回復・突破をめざす」、「全党的には、日刊紙で３万５千人、日曜版は18万９千人以上の拡大に挑戦する」としている。

（注２）　「党創立90周年をめざす党員拡大を中心とした党勢拡大大運動」

共産党は、平成23年７月の第３回中央委員会総会で、24年７月までを期間とする「党創立90周年をめざす党員拡大を中心とした党勢拡大大運動」に取り組むことを決定し、全支部での党員拡大を指示した。

なお、期限については、その後、２か月間延長し、24年９月末までとした。

5　大衆運動

(1)　原子力政策をめぐる運動

反原発運動は平成24年５月、全ての原発が停止した後、７月の関西電力大飯発電所の運転再開を捉え、盛り上がりをみせた。大衆団体等は、現在も首相官邸前抗議及び全国連帯取組を継続しており、首相官邸前抗議に日本共産党の国会議員や国政選挙候補者が参加し、全国連帯取組にも同党の地方議員や国政選挙等候補者が参加している。

大衆団体等は25年６月２日、都内・明治公園等で、「６.２　ＮＯ　ＮＵＫＥＳ　ＤＡＹ」と題して集会、デモ及び国会議事堂前における抗議行動に取り組んだ（主催者発表延べ８万5,000人）ほか、10月13日にも、「10.13　ＮＯ　ＮＵＫＥＳ　ＤＡＹ」と題する統一行動として、都内・日比谷公会堂で集会、デモ後、国会議事堂前における抗議行動に取り組んだ（主催者発表延べ４万人）。

一方、国内の原発は、唯一稼働していた関西電力大飯発電所が９月に定期検査入りし、再び全てが停止した。電力各社は、原子力規制委員会に原発の安全審査を申請し、同規制委員会による安全審査が行われている。

大衆団体等は、今後、原発の運転再開を捉え、反原発運動の盛り上げを図り、各種取組を活発化させるものとみられる。

(2) 反戦・反基地運動

平成25年１月27日、都内・日比谷野外音楽堂で「ＮＯ　ＯＳＰＲＥＹ　東京集会」が開催された。同集会には、反戦・反基地運動に取り組む大衆団体等の関係者を含め、全国から4,000人以上（主催者発表）が参加した。

また、オスプレイの追加配備を捉え、７月下旬から９月下旬にかけて沖縄県や一時駐機先の岩国飛行場がある山口県等、各地で集会、デモ等が取り組まれたほか、首相官邸前抗議も行われた。このうち、８月及び９月には、沖縄県・普天間飛行場野嵩ゲート前において、公務執行妨害罪で１人、刑事特別法違反（施設又は区域を侵す罪）で１人をそれぞれ逮捕した。

さらに、10月、オスプレイを使用して行われた滋賀県での日米合同訓練を捉え、現地等で集会、デモ等が取り組まれた。

普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐり、沖縄県では、政府が県に提出した公有水面埋立申請に対する沖縄県知事の承認を捉え、抗議行動が取り組まれた。大衆団体等は、知事の不承認を訴え、12月25日、沖縄県庁包囲行動に取り組んだ（主催者発表約1,500人）。また、知事が承認した27日にも、承認撤回等を訴えて同行動に取り組んだほか（主催者発表約2,000人）、参加者の一部が沖縄県庁ロビーで座込み等の抗議行動に取り組んだ。さらに、県庁前の県民広場での抗議集会や連日の座込み、知事公舎前での抗議行動に取り組んだほか、都内では、首相官邸前で抗議行動に取り組んだ。

大衆団体等は、26年も引き続き、普天間飛行場の移設やオスプレイの飛行訓練等を捉え、反戦・反基地運動を活発に展開するものとみられる。

(3) 特定秘密の保護に関する法律をめぐる運動

大衆団体等は、特定秘密の保護に関する法律案に対し、現代の治安維持法であるなどとして、同法案の廃案等を訴え、首相官邸前や国会議事堂周辺等において、平成25年10月下旬から連日、抗議行動に取り組んだ。

全国労働組合総連合（以下「全労連」という。）等が参加する「「秘密保護法」廃案へ！実行委員会」は11月21日、都内・日比谷野外音楽堂で、「ＳＴＯＰ！「秘密保護法」11･21大集会」及びデモに取り組んだ（主催者発表約１万人）ほか、同法案が参議院本会議で可決された12月６日には、都内・日比谷野外音楽堂で、「「秘密保護法」廃案へ！12･６大集会」及びデモに取

り組んだ（主催者発表約１万5,000人）。

また、毎週金曜日に、首相官邸前、国会議事堂前、経済産業省前、原子力規制庁前等で、反原発の抗議行動に取り組んでいる団体等は12月６日、国会議事堂周辺で終日抗議を行った。その際に、警備に当たっていた警察官に体当たりをするなどした２人を公務執行妨害罪で逮捕した。

特定秘密の保護に関する法律は、12月13日に公布され、公布後１年以内に施行することとされている。大衆団体等は、同法の成立後も、法律の廃止に向けて闘いを継続するとしており、26年も引き続き、各種取組を活発に展開していくものとみられる。

(4) 国際会議等を捉えた反グローバリズム等の社会運動

平成25年中に開催された主要な国際会議では、暴動を伴う大規模な抗議行動の発生はなかったが、反グローバリズムを掲げる勢力等が国際会議を標的とする姿勢に変化はなかった。

海外では、６月に英国で開催されたＧ８ロック・アーン・サミットに際して、英国の反Ｇ８活動家らが、北アイルランド・ベルファストでの2,000人規模の抗議デモを始め、複数の都市で抗議行動に取り組んだが、大きな混乱には至らなかった。

一方、国内の反グローバリズムを掲げる勢力等は、６月に横浜市内で開催された「第５回アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤ Ｖ）」に際して、海外活動家を招へいして、集会、デモに取り組んだ。同勢力等は、国際会議への抗議行動のみならず、海外の反政府デモ等大規模抗議行動にも高い関心を示すとともに、国内では、反原発運動等の各種社会運動に積極的に介入し、その過程において国内外諸勢力との連帯・連携を維持・強化しながら、自勢力の拡大を図っており、今後も、国際会議等に対する抗議行動や各種社会運動に取り組んでいくものとみられる。

(5) 我が国の捕鯨をめぐる動向

南極海における我が国の調査捕鯨に対して、執拗かつ過激な妨害活動を繰り返す米国の環境保護団体シー・シェパード（Sea Shepherd）は、我が国の平成24年度調査捕鯨に対し、「容赦なき作戦」と称して、スクリューに絡ませることを狙って、ロープを海中に投げ入れたり、捕鯨船等に抗議船

で体当たりを行うなど過激な妨害活動に取り組んだ。

こうした妨害活動は、24年12月に米国・サンフランシスコの連邦控訴裁判所がシー・シェパードに対して捕鯨船への妨害を差し止める仮処分命令を下した後にも引き続き行われたことから、25年２月11日、財団法人日本鯨類研究所等は、同裁判所に対し、仮命令処分に違反しているとして法廷侮辱の裁定を申し立てた。同裁判所は２月25日、シー・シェパードの妨害活動を国際法が禁じている海賊行為と認定した。

こうした中、６月から７月にかけてオランダ・ハーグの国際司法裁判所では、22年５月にオーストラリアが、「調査捕鯨の実態は商業捕鯨であり国際法違反である」などとして調査捕鯨の中止を求めて提訴した裁判の審理が行われた。

シー・シェパードは、和歌山県太地町のイルカ漁に反対するため、前年度までと同様、イルカ追い込み漁が行われる24年９月から25年２月まで同町に活動家を常駐させ、イルカ漁の様子をビデオ撮影して、イルカ漁に反対する主張を一方的にウェブサイトで公表するなどの抗議活動に取り組んだ。海外では、シー・シェパード関係者とみられる活動家らが、イルカ漁に反対するため、日本車を破壊して、日本製品のボイコットを訴えるなどの過激な抗議活動に取り組んだ。

また、25年９月には、イルカ漁解禁に合わせて在外日本公館等への抗議行動を行う反イルカ漁キャンペーン「ジャパン・ドルフィンズ・デー」が、世界各国で取り組まれたほか、国内の反捕鯨団体がこれに連帯・連携し、都内において集会、デモを行うなど、国内での取組が拡散・活発化している。

和歌山県警察では、「太地町特別警戒本部」を設置し、海上保安庁等との合同警備訓練を実施するとともに、同町の臨時交番を拠点に、関係機関等と連携して警戒活動を推進している。

シー・シェパードを始めとするこれらの反捕鯨勢力は、今後も、国内外の情勢を捉えて様々な抗議活動に取り組むものとみられる。

(6)　ＴＰＰをめぐる運動

ＴＰＰをめぐっては、参加反対を訴える大衆団体のほか、全労連を始めとする労働組合、業界団体等が、各地で、集会、デモ等に取り組んだ。平成25年６月15日に北海道・大通公園で開催された集会、デモには、北海道全域から5,000人（主催者発表）が、また、12月８日に都内・日比谷野外音楽堂で開催された集会、デモには、約2,700人（主催者発表）が、それぞれ参加した。このほか、毎月第一火曜日には、国内の反グローバリズムを掲げる勢力等を始めとする多様な団体が、首相官邸前でＴＰＰ参加反対を訴える抗議行動に取り組んでいる。

ＴＰＰについては、条約締結に続いて国会での批准が焦点になると予想されることから、26年も引き続き、大衆団体等は、ＴＰＰ参加反対運動を活発に展開するものとみられる。

(7)　2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をめぐる運動

ＩＯＣは2013年９月７日、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催を決定した。

大衆団体等は平成25年３月５日及び６日、ＩＯＣの東京視察に対し、都内で、東京招致反対をアピールする抗議行動に取り組んだほか、極左暴力集団等が９月28日に都内で取り組んだ集会、デモにおいても、オリンピック開催に反対するアピールがみられた。

大衆団体、極左暴力集団等は、今後も、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に対し、各種反対運動に取り組むものとみられる。

(8)　雇用問題をめぐる運動

全労連は、平成24年７月の第26回定期大会において採択された、「労働・雇用破壊の暴走とたたかい、「安全・安心社会をめざす大運動」（全労連大運動）に総力をあげてとりくみ、強く大きな全労連をつくる」との今後２年間の運動方針に基づき、25年も引き続き、労働者派遣法の改正反対や最低賃金の引上げ等を求める運動に取り組んだ。また、労働法制の規制緩和により労働者の雇用環境が悪化し、大きな社会問題となっているとして、青年層の雇用の安定化や就職難の改善等を目指した取組を行った。

また、貧困問題に取り組む団体は、人間らしい生活と労働の保障を求め

る「反貧困全国キャラバン2013」に取り組んだほか、首相官邸前でも社会保障削減等の反対を訴える抗議行動に取り組んだ。

全労連は、26年も引き続き、「労働法制改悪反対」や最低賃金の引上げ等を求める運動等に取り組み、他の労働組合等との連携を図りながら、組織拡大を図っていくものとみられる。

第２　外事情勢

１　北朝鮮による対日有害活動

(1)　一般情勢

ア　内政面

(ｱ)　金正恩体制の安定化

2013年１月、金正恩国防委員会第一委員長（以下「第一委員長」という。）は、北朝鮮の最高指導者としては19年ぶりに、「新年の辞」を肉声で発表し、「宇宙を征服したその精神、その気迫で経済強国建設の転換的局面を開こう」とのスローガンを掲げ、これまでの北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射の正当性と成果を強調した。また、北朝鮮は、４月１日、日本の国会に相当する最高人民会議第12期第７回会議において、故金日成（キムイルソン）主席及び故金正日（キムジョンイル）国防委員長の遺体が安置されている錦繡山（クムスサン）太陽宮殿について、「全ての朝鮮民族の尊厳の象徴であり、永遠の聖地である」との記述を憲法に盛り込むことを決めるなど、指導者としての経験に乏しい金正恩第一委員長の求心力を高めるため、これまでの最高指導者の威光を利用した宣伝・扇動を展開した。

一方、12月には金正恩第一委員長の後見人とされていた張成沢（チャンソンテク）党行政部長について、朝鮮労働党中央委員会政治局拡大会議を開催し、反党・反革命的分派行為を行ったことなどを理由に全職務から解任、さらに、特別軍事裁判において死刑判決を下し、これを執行した。今回の粛清を契機に、北朝鮮は、金正恩第一委員長本人の意向が強く反映された形での政権運営を加速させる可能性がある。

(ｲ)　経済再建及び軍事強国建設に向けた取組

北朝鮮は2013年３月31日、朝鮮労働党中央委員会全員会議を開催し、「経済建設」と「核武力建設」を並行して推進する「新たな並進路線」に関する決定書を満場一致で採択したほか、核武力について「質・量的に拡大、強化する」等、軍事力を強化しながら経済的な発展を目指すとの政策を示した。

北朝鮮は、「祖国解放戦争勝利60周年」（７月27日）や「共和国創建

65周年」（９月９日）に際して閲兵式を開催し、内外に向けて軍事力をアピールした。一方、経済発展に向けては、金正恩第一委員長が馬息嶺（マシンニョン）スキー場建設の現場指導において、「軍人建設者らは今年の冬からスキー場を運営することができるように建設を推し進めるべきだ」と指示した上で、「「馬息嶺速度」を創造して社会主義建設の全ての戦線で新たな全盛期を開いていこう」と題するアピール文を発表し、馬息嶺スキー場の建設事業における作業スピードを模範として他の分野においても経済発展に向けた事業を推進するように呼び掛けるなど、人民の労働意欲の向上等に努めた。

このような中、2013年の北朝鮮メディアによる金正恩第一委員長の動静報道回数は、故金正日国防委員長の年間最多回数（161回）を超え、特に、経済関係の動静報道は2012年に比べ大幅に増加しているが、軍関係の動静報道も依然として多く、北朝鮮が経済改革を優先課題としつつも、従前からの軍事力強化の方針を堅持していることがうかがわれた。

イ　外政面

(ｱ)　朝鮮半島情勢の緊迫化

北朝鮮は2013年２月12日、同日実施した３回目の核実験が成功したことを内外に発表し、４月には、寧辺（ニョンビョン）の黒鉛減速炉を再稼働する方針を明らかにしたほか、原子力工業省の設置を決定するなど、引き続き核開発を推進する姿勢を表明した。また、北朝鮮は、３月から４月にかけて、国連安保理による制裁決議や米韓合同軍事演習に反発し、外務省声明で「反米全面対決戦の最後の段階に突入する」と表明するとともに、朝鮮人民軍最高司令部報道官声明で「朝鮮停戦協定を完全に白紙化する」と表明したほか、韓国との共同事業である開城（ケソン）工業団地について北朝鮮側の従業員を撤収させるなど、軍事行動に及ぶ可能性を示唆することで、朝鮮半島の緊張状態を高めた。

(ｲ)　対話姿勢への転換

北朝鮮は、４月30日に米韓合同軍事演習フォール・イーグルが終了した後、日本海側に配備した中距離弾道ミサイル等を全て撤去したとされるほか、４月まで発していた政府機関による挑発的な内容の声明等を抑

制するなど、緊張状態を緩和するような動向が見られた。

こうした中で、北朝鮮は５月下旬、金正恩第一委員長の特使として、崔竜海（チェリョンヘ）軍総政治局長を始めとする軍、党及び外交当局の実務者を中国に派遣したほか、４月に韓国側従業員の立入禁止を通告したことなどにより操業が中断していた開城工業団地について、韓国との協議を重ね、９月には操業を再開させるなど、南北間の対話において一定の進展を見せた。

また、北朝鮮は６月、国防委員会報道官による重大談話を発表して、米国に対し高官級会談の開催を提案するなど、米国に対しても挑発的な姿勢から対話を呼び掛ける姿勢に転じた。

ただし、北朝鮮は、軍事優先の方針を維持しているほか、10月には国防委員会報道官声明により米国に敵視政策の撤回を要求した。また、12月には韓国に対し、韓国の保守系団体が故金正日国防委員長死去の２周年に合わせ北朝鮮の「最高尊厳」を冒涜（とく）するデモを行ったと反発、「予告なく韓国を攻撃する」ことを通知するなど緊張状態を再度高める可能性を示唆している。

ウ　今後の見通し

北朝鮮は、体制の維持・発展を至上目的として、最高指導者である金正恩第一委員長を中心とした体制の更なる安定化に向けて、厳しい経済の立て直し等を図るとみられる。また、対外的には、米国からの体制保証の獲得に向け、韓国や中国との対話姿勢を継続することにより融和的な雰囲気を創出するなど、硬軟織り交ぜた駆け引きを展開するものとみられる。ただし、北朝鮮は、六者会合の再開や米国との交渉に際し、米国等の各国に北朝鮮が核保有国であることを認めさせることを目指しているものとみられ、各国との交渉過程等において、軍や工作機関の活動を更に活発化させ、情勢次第では、突発的な軍事的挑発行為に及ぶ可能性も排除できない。警察においては、関連情報の収集を強化するとともに、情勢に応じた警戒警備に万全を期すこととしている。

(2)　北朝鮮等による対日諸工作

ア　北朝鮮の動向

北朝鮮は2013年中、「労働新聞」等の公式メディアを通じ、我が国の安倍首相を名指しで批判するなど、戦争中の「犯罪」に対する補償や謝罪といった「過去の清算」を繰り返し要求した。

また、２月の北朝鮮による３回目の核実験を受け、我が国政府が更なる対北朝鮮措置（朝鮮総聯中央副議長５人に対する北朝鮮を渡航先とした再入国の原則禁止）を決めたことについて、「全ての在日朝鮮人と良心的な日本国民の非難と反発を呼び起こすだけでなく、朝日関係にも重大な禍根を残すことになる」と非難するとともに、北朝鮮は、我が国が朝鮮学校を高校授業料無償化制度の対象から除外することを決定したことに関して、「日本反動らの政治的圧力策動である」と非難するなど、公式メディア等を通じ、朝鮮総聯の活動を側面的に支援した。

一方、北朝鮮は、我が国政府に対する非難を継続しつつ、飯島勲内閣官房参与の訪朝（５月）に当たり、空港での出迎えや、党幹部との会合の場面を連日報道するなど、日朝間の協議の透明性や同参与を厚遇していることをアピールした。また、北朝鮮に埋葬された残留日本人の遺骨返還問題等に関して、民間団体による墓参や現地調査のための訪朝を継続して受け入れるなど、対北朝鮮措置の解除等に向けて硬軟織り交ぜた駆け引きを展開した。

イ　朝鮮総聯の動向

(ｱ)　北朝鮮との関係

朝鮮総聯は平成25年中、北朝鮮の「光明星節」（故金正日国防委員長の誕生日である２月16日）、「太陽節」（故金日成主席の誕生日である４月15日）、「祖国解放戦争勝利60周年」（７月27日）、「共和国創建65周年」（９月９日）及び故金正日国防委員長の死去２周年（12月17日）に当たって開催された「中央追慕大会」に合わせて訪朝団を派遣した。また、朝鮮総聯は、年初や「共和国創建65周年」に当たり、金正恩第一委員長が朝鮮総聯の活動家等に送った祝賀文等の内容を会議等で伝達したほか、故金正日国防委員長の死去２周年に当たり、朝鮮総聯中央本部や各地で追悼行事を開催するなど、北朝鮮及び金正恩第一委員長に対する忠誠心の高揚を組織的に図っており、朝鮮総聯が依然として北朝鮮に従属

する組織であることを鮮明にした。

(ｲ)　朝鮮総聯の現状

朝鮮総聯は、朝鮮総聯中央本部の土地・建物に係る競売が手続中であるなど厳しい情勢の中、３月25日に「朝鮮総聯中央委員会第22期第４回拡大会議」を開催し、これまで人事等を決定するため３年に１回開催することとしていた「全体大会」を、今後は４年に１回の開催とし、25年に開催予定であった「第23回全体大会」を26年に開催することとしたほか、議長、副議長等の任期を３年から４年に延長することとした。

このように、朝鮮総聯が「全体大会」の延期を決めた理由としては、朝鮮学校に対する高校授業料無償化の適用除外や朝鮮総聯中央本部の土地・建物に係る競売等の諸問題について適切に対応できていない現状から、現在の主要幹部への批判を回避することで、朝鮮総聯中央執行部の求心力の向上を図るためと考えられる。

(ｳ)　各種工作活動

朝鮮総聯は、高校授業料無償化の対象から朝鮮学校が除外されたことや、朝鮮学校への補助金支給を見送る自治体が増加していることに関して、その不当性を訴える街頭宣伝や、国会議員、地方議員、自治体等に対する要請行動等を展開し、集会、デモにおいて著名人の参加や支援意見の発表を得るなど親朝世論の形成に向けて一定の成果がみられた。

一方、朝鮮総聯中央は、北朝鮮の核実験に対し、我が国政府が更なる対北朝鮮措置を決めたことについて声明を発表し、「(副議長５人に対する再入国原則禁止措置は)朝鮮総聯を弾圧するための口実にすぎない」などとして全ての制裁の解除を要求した。

ウ　北朝鮮工作員事件の検挙

我が国における北朝鮮工作員事件の検挙は、平成16年の布施寿町事件（大阪）以降なかったが、25年１月、大阪府警察が、戦後52件目となる北朝鮮工作員事件（以下「大阪北事件」という。）を検挙した。

本事件において、被疑者が、アメリカの調査会社が著作権を有する軍事関係情報に関するデータを不正に複製した上、北朝鮮の軍関係者と思われ

る人物に提供していたほか、北朝鮮側の要望に応えて軍事関係資料の収集等を行い、北朝鮮側に提供するなどの工作活動を行っていたことが判明した。

エ　今後の見通し

今後も、朝鮮総聯は、朝鮮総聯中央本部の土地・建物に係る諸問題の組織への悪影響を最低限に抑えるため、組織内の思想強化を進めるほか、我が国政府に対する批判を繰り返し、責任転嫁を図るものとみられる。また、北朝鮮に対する「ヒト、モノ、カネ」による貢献を継続するほか、引き続き、我が国において、朝鮮総聯、傘下団体等が主催する各種行事に国会議員、地方議員、著名人等を招待し、北朝鮮に対する理解、朝鮮総聯の活動に対する支援等を働き掛けるものとみられる。

一方、朝鮮総聯は、朝鮮学校支援運動等により既に一部の議員からの一定の理解や支援を得ているとみられるが、これら支援運動等に参加する議員等のパイプを利用して、我が国の対北朝鮮措置の解除等に向けた諸工作を展開する可能性もある。また、大阪北事件の検挙により、いまだ北朝鮮工作員が我が国国内において諜報活動を行っている実態が明らかになった。

警察においては、これら諸工作に対する情報収集を強化するとともに、伏在する違法行為に対して厳正に対処することとしている。

(3)　対北朝鮮措置に係る違法行為の検挙

政府は、平成18年10月９日に北朝鮮が核実験を実施した旨の発表を行ったことなどに鑑み、同月13日、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づいて北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止するとともに、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づいて北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入を禁止する措置をとることを閣議決定した。また、11月から北朝鮮に向けた奢侈品の輸出禁止措置が執られていたが、21年６月には北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出禁止措置が執られることとなった。いずれの措置についても、25年４月５日の閣議決定により、２年間延長することが決定された。

警察では、25年中、これらの措置に係る違法行為として、中古自動車を韓国・釜山及び中国・大連を経由して北朝鮮向けに不正に輸出した外為法違反事件（１月、三重・兵庫）、ニット生地を中国・大連を経由して北朝鮮向けに不正に輸出した外為法違反事件（２月、大阪）、中古タイヤを中国・大連を経由して北朝鮮向けに不正に輸出した外為法違反事件（11月、福岡・山口・北海道・福島）、同じく中古タイヤを中国・大連を経由して北朝鮮向けに不正に輸出した外為法違反事件（11月、福岡・山口・北海道・福島）及び冷凍鱈（たら）を北朝鮮向けに不正に輸出した外為法違反事件（11月、警視庁・青森・鹿児島、第七管区・第十管区海上保安本部）を検挙した。

２　北朝鮮による拉致容疑事案

(1)　北朝鮮による拉致容疑事案等をめぐる動き

ア　政府の取組

政府は、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、平成25年１月25日、安倍首相を本部長とする全閣僚からなる新たな拉致問題対策本部を内閣に設置した。同日には第１回会合を開催し、「拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針を堅持し、認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす。また、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していく」という方針のほか、拉致問題の解決に向けた具体的施策として、対北朝鮮措置の検討、厳格な法執行の推進等８項目の施策を盛り込んだ「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」を決定した。また、新たな対策本部の設置に合わせ、古屋圭司拉致問題担当相主催による自由な意見交換の場及び問題意識の共有等の場として「政府・与野党拉致問題対策機関連絡協議会」及び「拉致問題に関する有識者との懇談会」も設置されるなど、拉致問題の解決に向けてオールジャパンで取り組む姿勢を内外に示している。

さらに、政府は、国際社会が北朝鮮による拉致問題に対して、日本と共

通の認識を持つことで、北朝鮮に対する圧力を強めるため、国連総会やサミット等の各種国際会議、首脳会談等あらゆる外交上の機会を捉えて拉致問題を提起し、諸外国に理解と協力を求めることとしており、安倍首相は就任以来、20か国以上を訪問している。古屋拉致問題担当相も、米国における日本政府主催の拉致問題啓発イベントの開催（５月）、モンゴル訪問によるエルベグドルジ大統領との会談（７月）、ベトナム訪問によるズン首相及びアイン・ベトナム共産党書記局常務との会談（７月）等を通じ、拉致問題解決に向けた具体的な協力を要請している。

イ　警察の取組

警察は、これまでに13件19人を拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして北朝鮮工作員等８件に係る11人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。また、これら以外にも警察が北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案として捜査・調査の対象としている行方不明者の数は861人（12月31日現在）に上っている。同事案の真相解明に向けた警察の取組を更に強化するため、25年３月、警察庁警備局外事情報部外事課に「特別指導班」を設置し、同班が都道府県警察を巡回・招致して、捜査・調査の担当官への具体的な指導や当該事案の現場の実地調査、都道府県警察間の協力体制の構築等を行うことにより、都道府県警察に対する指導を強化している。また、海難事案として処理されているものについても、海上保安庁との連携を強化して、捜査・調査を行っている。

さらに、将来、北朝鮮から拉致被害者に関連する資料が出てきた場合に、本人確認に役立ち得るなどの観点から、個別の事案ごとに捜査上の必要性や家族の意向を勘案しつつ、積極的にＤＮＡ型鑑定資料の採取を実施している（611人（12月31日現在））。

これに加えて、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案については、その多くが発生から相当の年数を経過していることから、広く国民からの情報提供を求めるため、６月から、家族の同意が得られたものについては、「警察庁重点情報収集事案」として、事案の概要等を都道府県警察のウェブサイトに掲載しているほか（415人（12月31日現在））、９月から

は警察庁のウェブサイトにも家族から同意を得られた行方不明者の一覧表を掲載するとともに、各都道府県警察のウェブサイトに掲載されている情報にアクセスできるようリンクさせている（404人（12月31日現在））。また、警察の広報啓発活動の一環として、７月に拉致問題対策本部が俳優の津川雅彦氏を起用して制作した拉致問題啓発ポスターを、全国の警察署、交番、駐在所等の警察施設に掲出している。

ウ　北朝鮮の人権状況に関する調査委員会（ＣＯＩ）による調査

2013年３月、国連の人権理事会において、日本とＥＵが共同提出した北朝鮮人権状況決議案により、北朝鮮の人権状況に関する国連調査委員会（ＣＯＩ）の設立が決定された。同委員会のマイケル・カービー委員長らは、平成25年８月27日から９月１日までの間訪日し、外務省で行われた政府主催の説明会への参加、拉致被害者家族からの聞き取り調査、拉致被害者家族等を対象とした公聴会の開催等により、拉致問題を含む北朝鮮の人権侵害に関する調査を行った。2013年９月17日、ジュネーブで開催された第24回国連人権理事会において、カービー委員長は、「北朝鮮に広範かつ深刻な全分野における人権侵害が存在していることが示された」等の中間報告を行った。2014年３月の人権理事会には、北朝鮮の人権状況に関する報告書が提出される。

(2)　拉致の目的

金正日国防委員長は、2002年９月に行われた日朝首脳会談において、日本人拉致の目的について、「一つ目は、特殊機関で日本語の学習ができるようにするため、二つ目は、他人の身分を利用して南（韓国）に入るためである」と説明した。また、「よど号」犯人の元妻は、「革命のためには、日本で指導的役割を果たす党を創建せよ。党の創建には、革命の中核となる日本人を発掘、獲得、育成しなければならない」との教示を金日成主席（故人）から受けた田宮高麿（たかまろ）（故人）から、日本人獲得を指示された旨証言している。

これらを含め、諸情報を分析すると、拉致の主要な目的は、北朝鮮工作員が日本人のごとく振る舞えるようにするための教育を行わせることや、北朝鮮工作員が日本に潜入して、拉致した者になりすまして活動できるよ

うにすることのほか、金日成主義に基づく日本革命を行うための人材を獲得することにあるとみられる。

(3) 日朝協議の動向

ア 日朝実務者協議

2008年６月に行われた日朝実務者協議において、北朝鮮側は，2004年11月の日朝実務者協議以降主張してきた「拉致問題は解決済み」とする従来の立場を変更して、拉致問題解決に向けた具体的行動を今後執るための再調査を実施することを約束した。

また、2008年８月に行われた日朝実務者協議においては、北朝鮮側が実施する拉致問題に関する調査の具体的態様や、日本側が執る措置等について合意した。

イ 日朝実務者協議後の動向

2008年９月４日、北朝鮮は、「日朝実務者協議の合意事項を履行するという立場ではあるが、突然政権交代が行われるようになった日本側の事情に鑑みて、新政権が、実務者協議の合意事項の履行についてどういう考え方なのかを見極めるまで、調査委員会の立ち上げを差し控える」との連絡を外務省に対して行った。これに対して、麻生政権（当時）は、これまでの方針に何ら変更はないとの姿勢を表明し、北朝鮮側に早期の調査開始を要求した。

その後、2009年８月30日に行われた第45回衆議院議員総選挙の結果を受け、北朝鮮の内閣機関紙「民主朝鮮」（９月８日付け）は「政権を握った民主党が、今後、どんな政策を実施するのか見てみる必要がある」と論評した。

その後も、北朝鮮側は、拉致問題解決に向けた議論に応じる姿勢があることを示唆しつつ、「過去の清算」に対する日本の姿勢を見極めるとの立場を示した。

2010年10月以降は、朝鮮労働党機関紙「労働新聞」（2010年10月６日付け）が「「拉致問題」は、既に全て解決したものだ」と主張する論評を掲載するなど、北朝鮮は、拉致問題は「解決済み」との姿勢を繰り返し示

してきたが、近時、朝鮮中央通信等の公式メディアが同様の主張を掲載する機会は減少している。

ウ　日朝政府間協議等の開催

2012年８月９日及び10日、中国・北京において、日本人遺骨問題に関する日朝赤十字間の意見交換が行われた。

同月29日から31日までの間には、中国・北京において、４年ぶりとなる日朝政府間協議課長級予備協議が開催された。これを受けて、11月15日及び16日にモンゴル・ウランバートルで開催された日朝政府間協議（局長級）では、拉致問題について更なる検討をするため、今後も協議を継続していくことで一致した。しかしながら、12月に予定されていた日朝政府間協議は、北朝鮮が「人工衛星」と称するミサイル発射を予告したことなどから、我が国から北朝鮮に延期を伝達した。

エ　内閣官房参与の訪朝

2013年５月14日から17日までの間、飯島内閣官房参与は北朝鮮の平壌を訪問し、金永南（キムヨンナム）最高人民会議常任委員会委員長や金永日（キムヨンイル）朝鮮労働党書記（国際部長兼務）等と会談し、日本政府の方針を伝えたと報じられている。

３　中国による対日有害活動

(1)　一般情勢

ア　尖閣諸島をめぐる日中関係

(ｱ)　尖閣諸島をめぐる中国の動向

2012年９月、日本政府が尖閣諸島のうち、魚釣島、北小島、南小島の３島を取得・保有して以降、中国国家海洋局所属の海洋監視船「海監（かいかん）」や中国農業部漁業局所属の漁業監視船「漁政（ぎょせい）」等が、頻繁に我が国接続水域への入域及び我が国領海への侵入を繰り返しているほか、同海洋局のプロペラ機も度々我が国領空への接近飛行を行っている。

2013年１月10日、中国国家海洋局等は、北京で全国海洋工作会議を開き、劉賜貴（りゅうしき）局長が「（中国は）2013年も引き続き尖閣諸島海域での巡視・法執行の常態化を堅持する」との方針を発表している。

こうした方針決定を受け、中国側は、尖閣諸島周辺に監視船や航空

機を派遣し、領海侵入を繰り返すなど、「常態化」の既成事実を積み上げ、我が国による実効支配を崩す狙いがあるものとみられる。

(ｲ) 中国海警局の正式発足

中国における海上法執行機関は、国家海洋局海監総隊（海監）、公安部辺防海警総隊（海警）、農業部漁政局（漁政）、税関総局（海関）、交通運輸部海事局（海巡）があり、これらは「五龍」と呼ばれていた。

2013年７月22日、中国政府は、複数の法執行機関に分散していた権限等を集中させ、指揮命令系統を一本化すべく、「海巡」以外の４機関を統合する統括組織「中国海警局」を正式に発足させた。

発足後も、中国公船による尖閣諸島周辺の領海への侵入が繰り返され、８月７日から８日にかけては、海警局所属の「海警」４隻が領海内での航行を続け、過去最長時間となる約28時間15分にわたるなど、2012年９月以降、中国公船の領海侵入は計74日となった（12月31日現在）。

(ｳ) 尖閣諸島をめぐる中国政府関係者の発言

2013年４月26日、外交部の華春瑩（かしゅんえい）報道官は、定例記者会見で尖閣諸島について、「中国の核心的利益だ」と発言した。中国政府が絶対に譲歩できない国家主権や領土保全等に使ってきた「核心的利益」という言葉を公式の場で明言したのはこれが初めてとなる。その後、外交部の公式ウェブサイトでは、「中国は国家主権、国家の安全、領土等を含む国家の核心的利益を断固守る」とし、尖閣諸島については「中国の領土主権に関係する問題」と曖昧な表現に修正された。

５月27日、ドイツ訪問中の李克強（りこくきょう）首相は、第二次世界大戦の戦後処理を協議したベルリン郊外のポツダムで演説し、「ポツダム宣言は日本が盗み取った中国の東北部、台湾等の島嶼の返還というカイロ宣言の履行をうたっている」と述べ、尖閣諸島の領有権を主張した。

６月７日及び８日、米国カリフォルニア州で行われた米中首脳会談で、米国のオバマ大統領が、尖閣諸島をめぐる日中間の対立について、沈静化を求めたのに対し、習近平国家主席は、「国家主権と領土の統一を断固として守る」と主張したと報じられた。

(ｴ)　尖閣諸島領有権主張団体の動向

2013年７月19日、尖閣諸島の中国領有権を主張する香港保釣行動委員会は、終戦記念日に当たる８月15日に再び尖閣諸島に上陸すると宣言したものの、香港当局から、抗議船「啓豊２号」に対する船舶検査での不備が指摘され、出港が許可されなかったなどとして、出航を断念した。

同団体等はその後、日本政府による尖閣三島の国有化から１周年となる2013年９月11日や、満州事変の発端となった柳条湖事件82周年を迎える９月18日に尖閣諸島に向け抗議船を出航させるなどと言明していたが、「啓豊２号」の出港許可が下りないなどの理由で、いずれも出航を断念している。

(ｵ)　その他尖閣諸島をめぐる動向

2013年５月６日、米国防総省は、中国の軍事・安全保障等に関する2013年度版の「年次報告書」を公表した。

報告書では、中国が2012年９月、尖閣諸島の国有化に対抗する形で、同周辺を自国領海とする基線を設定し、一方的に国連に申請したことについて、「中国は不適切な形で引いた直線基線を使い、国際法に反する海洋権益の主張を重ね始めた」と指摘している。

イ　習近平指導部の本格始動

(ｱ)　概況

2012年11月８日、中国共産党第18回全国代表大会が開幕し、胡錦濤総書記（当時）が「確固たる中国の特色ある社会主義の道に沿って前進し、「小康」（経済的に多少ゆとりのある）社会を全面的に完成させるために奮闘しよう」と題する活動報告を行った。

閉幕後の11月15日に開催された第18期中央委員会第１回全体会議（以下「１中全会」という。）で、習近平国家副主席が総書記に就任するなど新指導部人事が決定した。

中国国内では、都市部と農村部における地域・経済格差、党・政府幹部による汚職・腐敗問題に加え、環境汚染や土地収用・家屋立ち退き等、生活に密着する問題に対する国民の不平・不満が深刻化している。中国政府のシンクタンクによれば、こうした身近な問題で地域住

民が集団で政府庁舎に押し掛け、暴動に発展するなどの「群体性事件」（集団的抗議行動）は、年間数万件から十数万件発生しているとされる。

対外的には、拡大を続ける軍事力を背景に海洋権益の拡大を狙っており、南シナ海では、周辺国との摩擦を繰り返している。東シナ海においても、日本政府が2012年９月に尖閣諸島の一部を取得・保有したことをきっかけとして、頻繁に中国公船を尖閣諸島周辺海域へ派遣し、我が国領海への侵入を繰り返しているほか、海軍艦艇や戦闘機を接近させるなど、緊迫した状況が続いている。

また、中国国内では、尖閣諸島の領有権をめぐり、８月から９月にかけて反日デモが発生し、満州事変の発端となった柳条湖事件81周年に当たる９月18日は120を超える都市に拡大した。しかし、その１年後となる2013年９月18日には、反日デモの発生は確認されておらず、中国当局が抑え込んだものとみられる。

日中関係では、５月に予定されていた日中韓首脳会議や８月12日の日中平和友好条約締結35周年を記念した政府主催式典等の開催が見送られるなど、尖閣諸島をめぐる対立の影響とみられる状況が続いた。

首脳会談を始めとする政府間交流は停滞したままであるが、各自治体では友好都市交流を再開したほか、企業や民間団体でも各分野での交流が継続され、11月18日には、日中経済協会が経済界首脳による代表団を北京に派遣し、中国側は汪洋（おうよう）副首相が会見に応じており、随行者を含め100人を超える規模の派遣は2011年秋以来２年ぶりとなっている。

９月25日には、中国企業家代表団が来日し、菅義偉官房長官と会見したほか、同月27日には、下村文部科学相が訪問先の韓国で、中国の蔡武（さいぶ）文化相と会談した。閣僚会談は、安倍政権発足後初めてとなり、各界各層で関係改善に向けた取組が模索されており、中国側が関係改善に向けて動き始めたと捉える見方もあったが、中国政府は11月23日、尖閣諸島の上空を含む東シナ海に防空識別圏を設定したと発表し、日中間の新たな緊張を生じさせたほか、12月には、安倍首相の靖国神社参

拝を厳しく批判し、日本との首脳会談に応じない考えを表明するなど、日中関係は依然厳しい状況が続くものとみられる。

(ｲ) 腐敗撲滅キャンペーンの展開

2012年11月15日、習近平総書記は、第18期１中全会で、「党員の腐敗問題が深刻になれば、最終的には党と国が滅ぶ」との危機感を訴え、「党指導幹部の規律違反や違法行為を断固として処罰する」と指示した。

2013年１月22日、党中央紀律検査委員会全体会議に出席した習近平総書記は、「反腐敗闘争を深く掘り下げなければならない。虎（大物）もハエ（小物）も一緒にたたく」等の重要講話を行った。

腐敗撲滅キャンペーンを展開する中、党中央紀律検査委員会は５月、国家発展改革委員会の劉鉄男（りゅうてつなん）副主任（次官級）を巨額の収賄容疑や職権乱用等の疑いで摘発した。８月から９月にかけては、大手国有石油企業「中国石油天然ガス集団（以下「ＣＮＰＣ」という。）」等の企業家ら数人を拘束したのを始め、国有資産監督管理委員会の蒋潔敏（しょうけつびん）主任（閣僚級）についても重大な規律違反があったとして調査を開始した。

このほか、同検査委員会は12月、公安部の李東生（りとうせい）次官を重大な規律・法律違反があったとして拘束し取り調べている旨を発表した。李次官は、党幹部である中央委員の１人であることから、政府内では閣僚級と位置付けられており、習近平指導部発足後、閣僚級が党の調査を受けるのは２人目となった。

2012年３月に重慶市党委書記を解任され、その後、党籍剥奪等の処分を受けていた薄熙来（はくきらい）元政治局委員は９月22日、収賄、横領、職権乱用の罪で、無期懲役、政治権利の終身剥奪、全財産没収の判決を言い渡された。

薄被告は、判決を不服として上訴したが、10月25日、上訴審は、一審の無期懲役判決を支持し、上訴を棄却したため、判決が確定した。

(ｳ) 報道・思想統制

2013年１月３日、中国広東省の週刊紙「南方週末」が「中国の夢、憲政の夢」と題する民主的立憲政治の重要性を訴える社説を掲載しようとしたが、印刷直前、広東省党委宣伝部の指示で、党の優位性を強

調した内容に差し替えられた。

４月16日、中国メディアは、中国国家新聞出版放送総局が、報道機関に対し、海外のメディアやインターネットサイトの情報を無許可で使用することを禁じる通知を発出したと報じた。中国メディアは、原則として、海外報道の引用は国営新華社の配信記事に限られており、今次通知は、これまでの規制を更に強化する狙いがあるとされる。

５月11日、香港メディアは、「北京や上海の大学では最近、中央指導部から発出された「７つの禁句」を教師に伝達し、学生との討論等で「報道の自由」、「司法の独立」、「党の歴史上の過ち」等の問題に触れてはならない」と命じていることが明らかになったと報じた。

(ｴ)　綱紀粛正と整風運動の展開

2013年６月18日及び19日、中国共産党は、「党の大衆路線をめぐる教育実践活動」に関する工作会議を開催した。

習近平総書記は、「人心を集められるか否かは、党の生死存亡に関わる」との危機感を示した上で、「党内には、形式主義、官僚主義、享楽主義、贅沢三昧の風という「四つの風」が蔓延し、大衆の反感を招いている」などと党の自浄を訴える重要講話を行った。

また、「整風精神をもって、相互批判と自己批判をする必要がある」と指示するなど、毛沢東時代の「整風運動」を想起させる政治キャンペーンを展開している。

(ｵ)　全国人民代表大会の開催

2013年３月５日から17日までの間、日本の国会に当たる全国人民代表大会（以下「全人代」という。）第12期第１回会議が北京で開催された。全人代では、「腐敗の温床」とされてきた鉄道部の解体や政府内の各部門に分散していた海洋管理部門を国家海洋局に統合するなど、政府が進めていた国務院機構改革案が可決・成立した。

また、中国共産党の習近平総書記を国家主席に選出したほか、李克強副首相を新首相とする人事案を了承した。党・軍・国家の三権を掌握し、名実共に中国の最高指導者となった習近平国家主席は、閉幕式で演説し、「中華民族の偉大な復興という「中国の夢」を実現するため

に国家の富強を達成する必要がある」と強調した。

(ｶ) 相次ぐ人権活動家の拘束

2013年７月16日、北京市公安局は、著名な人権活動家の許志永（きょしえい）氏を拘束した。

許氏は、６月26日に中国人学者や知識人ら123人で発表した「憲政（憲法を中心とした民主政治）」の実現を求める文書の発起人としても知られている。同文書は、中国共産党に対し、民主選挙の推進、言論・信仰の自由や司法の独立等を強く求めるなどとして、インターネット上で掲出されていた。

また、９月23日と28日の両日、憲法を根拠に人権擁護を訴える「新公民運動」を行ってきた女性人権活動家の劉萍（りゅうへい）氏が、違法集会等複数の容疑でそれぞれ起訴されていたことが明らかになった。

(ｷ) 中国共産党中央委員会全体会議の開催

2013年11月９日から12日までの間、中国共産党は、第18期中央委員会第３回全体会議（以下「３中全会」という。）を開催した。３中全会は５年に１度の党大会後、３回目に開かれる全体会議を意味し、今後５年から10年を見据え、経済分野を中心とした改革の進め方や国家運営の方針等を定める重要会議と位置付けられている。

３中全会では、「改革の全面的な深化における若干の重大な問題に関する決定」が採択され、経済の持続的な安定成長に向け、市場の役割を重視する改革を進めるとの基本方針を決定するとともに、改革全体を指揮する「全面深化改革指導小組」を設置し、2020年までに決定的な成果を上げるとのロードマップが示された。また、国家の安全体制・戦略の整備等を目的に「国家安全委員会」の設置等を決定したほか、国防分野にも言及し、軍指導機関の最適化や部隊編成等の体制改革が盛り込まれた。

このほか、司法の独立や農村改革を始め、人権侵害の象徴とされた「労働教養制度」の廃止や人口抑制策として導入されてきた「一人っ子政策」の緩和等も明記された。他方、ネット管理の強化やメディアの厳格化等を図る旨の方針が示された。

ウ　人民解放軍の動向

(ｱ)　急速な軍事力の増強

2013年３月５日、中国政府は開幕した全人代で、2013年予算案の国防費を約7,202億元（約10兆6,800億円）と発表した。過去10年間で約４倍となり、米国に次ぐ世界第２位の規模となった。習近平指導部は、南シナ海や尖閣諸島をめぐる対立等を背景に、海軍力を中心とした軍事拡大路線を継承するものとみられている。

４月16日、中国政府は、中国の国防政策に関する白書（国防白書）を２年ぶりに発表した。1998年に初めて発表して以来８回目となる今次白書では、初めて尖閣諸島に言及し、「日本が釣魚島（ママ）の問題で紛争を引き起こしている」と記述された。

また、計230万人とされる人民解放軍現有兵力の内訳の一部を初めて公表し、陸軍のうち「機動作戦部隊」と位置付けられた兵力は85万人、海軍は23万5,000人、空軍は39万8,000人と明記されたが、第二砲兵（戦略ミサイル部隊）や人民武装警察隊の兵力等は一切公表されなかった。

一方、米国防総省は、５月６日に公表した中国の軍事・安全保障に関する2013年度版の年次報告書で、中国が公表する国防予算には外国の装備を調達する費用等が含まれておらず、実際の軍事関連予算は最大で公表分の２倍近くに上るなどと指摘している。

中国はこうした巨額な国防費を背景に兵器の開発等、軍事技術の向上に力を入れているとされ、１月には、弾道ミサイル迎撃システムの技術実験や、独自に開発した大型軍用輸送機の試験飛行等を行った。

６月19日、国営新華社は、中国初の空母「遼寧（りょうねい）」が渤海で艦載機「殲（せん）（Ｊ）15」による発着艦訓練を実施したと発表した。2012年11月に発着艦訓練に成功して以来２度目の訓練とみられる。

(ｲ)　東シナ海をめぐる動向

2013年１月30日、東シナ海において、中国海軍艦艇から海上自衛隊の護衛艦に対して、火器管制レーダーが照射される事案が発生した。同月19日にも中国海軍艦艇から海自護衛艦搭載ヘリコプターに対して、同様の火器管制レーダーの照射が疑われる事案が発生している。

４月27日には、尖閣諸島沖の我が国領海に中国の海洋調査船８隻が侵入した23日に中国軍の戦闘機等軍用機が40機以上、尖閣周辺に飛来していたと報道された。

７月25日、中国海軍の艦艇５隻が沖縄本島と宮古島間の公海を太平洋から東シナ海に向けて通過した。同艦艇は対馬海峡や宗谷海峡を通過するなど、日本列島を時計回りに１周した。

また、９月８日から９日にかけ、中国軍の大型爆撃機２機やフリゲート艦２隻が沖縄本島と宮古島間の公海上空・公海を通過したほか、国籍不明の無人機１機が尖閣諸島の北東約200キロメートルの空域まで南下した後、中国大陸の方向へ飛行していたことが判明した。

９月９日夜、中国国防部は、「年度計画に基づき中国軍は最近、東シナ海の関連海域で定例訓練を行った」との談話を発表したものの、無人機の国籍には直接言及しなかった。

これに関し、中国共産党機関紙・人民日報のウェブサイト「人民網」は、国籍不明の無人機が領空侵犯した際の対処方針策定を日本政府が進めていることを受け、「日本が中国軍の無人機を撃墜すれば戦闘行動とみなす」との見解を掲載した。

11月23日、中国国防部は、戦闘機の緊急発進（スクランブル）を行うかどうかの目安となる防空識別圏を東シナ海に設定したと発表した。同圏内には、中国が領有権を主張する尖閣諸島が含まれている上、日本が既に設定している防空識別圏と重なっていることなどから、日本政府は同日、「我が国固有の領土である尖閣諸島の領空を含むもので、全く受け入れられない。不測の事態を招きかねない非常に危険なものだ」などと中国側に抗議した。

一方、中国空軍は、防空識別圏の設定を発表した23日と28日に中国の防空識別圏内を中国軍機が巡視飛行したと発表した。中国は、防空識別圏内での飛行を常態化させ、尖閣諸島を含めて領空拡大の既成事実化を狙っているとみられ、今後、尖閣諸島周辺の海域を含め、空域でも緊張が高まる可能性がある。

このほか、防衛省の発表等によれば、５月２日から19日にかけ、鹿

児島県奄美大島沖等の我が国接続水域内を国籍不明の潜水艦が潜没したまま航行した。小野寺五典防衛相は「具体的な国籍は明かせない」としているが、一部メディアは「中国籍」と報じている。

エ　台湾・香港情勢

(ｱ)　台湾情勢

2013年４月10日、日本と台湾は、尖閣諸島周辺における我が国の排他的経済水域（ＥＥＺ）の一部で台湾漁船の操業を認める漁業協定を締結し、５月10日に発効した。馬英九（ばえいきゅう）総統は、国民党の会合で「主権では全く譲歩していないが、漁業権はかなり増やすことができた」と自賛する発言を行った。

中国関係では、６月13日、国民党の呉伯雄（ごはくゆう）名誉主席が訪中し、習近平総書記と会談した。台湾人の中国渡航が年間延べ500万人を超えるなど、活発化する人的往来に対応するための協議が行われたとみられる。

10月６日、台湾の蕭万長（しょうまんちょう）前副総統は、アジア太平洋経済協力会議に出席するため、訪問先のインドネシアで習近平国家主席と会談した。会談には、中国の張志軍（ちょうしぐん）国務院台湾事務弁公室主任と台湾行政院大陸委員会の王郁琦（おういくき）主任委員が揃って同席したが、両岸問題の双方の責任者同士が接触するのは異例とされる。

また、10月11日及び12日、中台双方の学識者らが政治や安全保障について話し合う初の「両岸（中台）平和フォーラム」が上海で開催された。中台首脳会談の実現に向け、互いに受け入れ可能な案や双方の軍事交流を検討することなどが提言された。

(ｲ)　香港情勢

2013年１月１日、香港政府トップの梁振英（りょうしんえい）行政長官の辞任を求める「元日デモ」が行われ、主催者発表で約13万人が参加した。一方、梁長官の支持基盤でもある親中派もデモを組織し、主催者発表で約６万人が参加した。

親中派とされる梁長官の辞任等を求める「反中デモ」は、香港の中国返還から16年を迎えた７月１日にも実施され、主催者発表で約43万人が参加した。デモ参加者らは、梁長官の辞任要求と共に、2017年に実施さ

れる行政長官選挙において、中国の関与を排除した上での完全な普通選挙の実現を要求した。

一方、中国指導部は、次期行政長官選挙で、直接選挙導入を容認する構えを見せているが、具体的な道筋は示されていない。

(2) 中国による対日諸工作等

ア 海外における情報収集活動等

2013年３月18日、米国・ハワイ州の連邦地検は、米軍の核兵器配置等に関する機密情報を中国人女性に漏らしたとして、同州在住の元米陸軍将校の男性を逮捕、訴追したと発表した。

地検の発表によると、元将校は、2011年から2012年にかけて、中国人女性に対し、核兵器の配置状況のほか、米国の弾道ミサイル探知能力、太平洋地域の早期警戒レーダー網に関する機密情報等を漏らしたとされる。中国人女性とは、会議を通じて親密な関係になったとされる。

2013年10月27日、台湾紙は、早期警戒機等の軍事機密を中国側に提供したとして、検察当局が台湾空軍の少佐を拘束したと報じた。また少佐は、空軍で電子機を担当する空挺部隊に所属していた６月ころ、基地近くのカラオケ店を介して知り合った台湾のビジネスマンを通じて、中国側に機密情報を売り渡していたとも報じている。

12月１日、カナダ騎馬警察は、造船関連の機密を中国側に流したとして、カナダ国内で働く中国系の男をスパイ活動の疑いで逮捕したと発表した。カナダ紙等によると、男は船舶設計の受託業者で海洋エンジニアとして勤務していたところ、男のスパイ活動に関する情報提供を受けた警察が11月30日に逮捕した。また、男がカナダ海軍の艦隊に関する情報を入手しようとしていたほか、オタワの中国大使館と接触していたなどとする報道もある。

サイバー攻撃による情報収集としては、2013年５月27日、米国紙ワシントン・ポストが、米国のミサイル防衛や戦闘機等20以上の主要な兵器システムの設計情報が中国からのサイバー攻撃によって漏えいしたと報じた。同紙によると、設計情報の漏えいは、米国防総省の諮問機関である国防科学委員会の機密報告書で指摘されているとし、最新鋭のミサイル防衛シス

テム「最終段階高々度地域防衛（ＴＨＡＡＤ）」や地対空誘導弾パトリオット・ミサイル３（ＰＡＣ３）等の情報が盗まれたとしている。

また、同日、オーストラリアのＡＢＣテレビは、情報機関である豪保安情報機構（ＡＳＩＯ）の新本部となるキャンベラの新庁舎計画に関する機密情報が、中国のサイバー攻撃により盗まれたと報じた。

６月９日、英国政府は、中国の通信機器大手「華為（かい）技術（ファーウェイ）」へのセキュリティチェックを怠ったことで、英国が中国からのサイバー攻撃や国家によるスパイ行為にさらされる危険が増大しているとする報告書をまとめたと、メディアが報じた。

報告書は、英議会の情報安全保障委員会が作成したもので、英国政府が８年前、100億ポンド（約１兆5,000億円）をかけて通信インフラの近代化を行った際、既に華為技術製の機器が使われ、英国の基幹通信事業の主要受注企業に同社が入っていたなどとし、英国政府のずさんなセキュリティ管理体制を非難している。

華為技術をめぐっては、2012年10月８日、米下院情報特別委員会が、同社と中興通訊（ちゅうこうつうしん）（ＺＴＥ）の製造部品を使用するとスパイ行為にさらされる危険があるとして、米国政府のコンピュータシステムに一切使用しないように求める調査報告を公表している。

このように、中国は、諸外国において多様な情報収集活動を行っているほか、その危険性が指摘されている。

イ　我が国における諸工作等

中国は、諸外国において多様な情報収集活動等を行っていることが明らかになっており、我が国においても、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報活動を行っているほか、政財官学等、各界関係者に対して積極的に働き掛けを行うなどの対日諸工作を行っているものとみられる。

４　ロシアによる対日有害活動

(1)　一般情勢

ア　新政権で１年が経過

ロシアでは、プーチン首相（当時）が2012年５月７日、第４代ロシア連邦大統領に就任したことで、メドヴェージェフ大統領との「双頭体制（タンデム）」が終焉するとともに、プーチン大統領が名実共に最高権力者となり、生活の安定を求める国民に対し、内政、経済、外交等において各種政策を推進した１年となった。

2013年２月、ロシアの中立系世論調査機関「レヴァダ・センター」が、「次の日曜日に大統領選挙が行われたら、誰に投票するか」という調査を実施した結果、プーチン大統領に投票すると答えた人の割合は32%であったと発表したが、2012年６月に行われた同機関の調査では40%であったことを踏まえると、プーチン大統領の人気は下降しつつあることがうかがわれる。

イ　国内情勢

(ｱ)　政治

a　反政府団体等の動向

2012年５月、プーチン首相（当時）の大統領就任式を控え、プーチン首相の大統領復帰に反対する反政権集会やデモが行われた。これに対し、ロシア政府は、国内における政府に対する抗議活動を抑制する一連の措置として、「デモの規制を強化する法案」や外国からの資金援助を受けて政治活動を行うＮＧＯ（非政府組織)の活動を制限する「ＮＧＯの管理を強化する法案」等を成立させるなど、国内の締め付けを大幅に強化した結果､かつて数万人規模で行われた当時の勢いは、現在、衰えつつあるが、依然、政府への不満はくすぶり続けていることから、再燃する可能性を含んでいる。

b　汚職対策

ロシア最高裁判所は、ロシア国内の汚職事件に関し、2012年に汚職事件で有罪判決を受けた者は、6,014人だったことを発表した。こうした現状を踏まえ、プーチン大統領は12月、クレムリンで行った年次教書演説で、「我々は、国家発展の資源を破壊する汚職に対する攻勢を継続していく」と述べ、具体的な汚職対策として、2013年２月、政

治家や官僚等の外国の銀行口座の保有や外国国債への投資を禁止する法案等を議会に提出し、５月に施行された。

c　ソチオリンピック対策

2014年２月に開催されるソチオリンピックは、日本を含む西側諸国がボイコットしたソ連時代の1980年モスクワ夏季オリンピック以来、２度目のオリンピック開催である。プーチン大統領は、ロシアの国力を世界に示す好機とみなしており、開催に向けた準備に力を注いでいる。

2013年２月、プーチン大統領は、ソチオリンピック開幕１年前を祝う式典に臨み、「ＩＯＣは、ロシア国民のオリンピック開催という夢を支持した。我々はその信頼に応え、世界のスポーツを新たな段階に導くオリンピックを開催する」と成功への意気込みを語った上で、オリンピック関連施設等の建設の工期が大幅に遅れていることを厳しく批判している。

また、イスラム武装勢力によるテロへの対策は、ロシアにとって喫緊の課題となっており、プーチン政権は、競技施設周辺に警備センターや監視カメラ4,000台を設置したほか、海上警備を強化するために黒海艦隊を出動させる方針を示した。

(1)　経済

ロシア政府は2013年８月下旬、2013年の実質ＧＤＰ（国内総生産)の伸び率の見通しを2.4%から1.8%に引き下げた（最終的には、ＧＤＰの伸び率(速報値）は、1.3%となった。)。これは、欧州の景気回復や天然資源に依存する経済構造の改革の遅れによる経済成長の鈍化が要因であるとし、2014年から2016年の実質ＧＤＰの伸び率も１ポイント近く下方修正した。

こうした経済の低迷を受け、プーチン大統領は、「世界経済が落ち込み、我が経済も少し停滞している」として歳出削減を指示し、シルアノフ財務相も、年金等を除き、「全ての歳出項目を５%削減する」と述べた。

エネルギー分野では、欧州向けの資源輸出が頭打ちとなっており、米

国のシェールガス革命により、更なる需要がみられないことから、今後、新たな輸出先として、欧州のみならず、アジア太平洋諸国との関係強化を図るものとみられる。

(ｳ) 軍事

ロシア政府は、2011年から2020年までの国家軍事プログラムにおいて、軍の近代化へ向けて、約20兆ルーブル（約55兆円）を投じ、新型装備の比率を高めるなど、装備の近代化を更に推進するとしている。

ロシア軍は2013年１月、黒海と地中海で艦隊間演習を実施し、３月には黒海で緊急軍事演習、更に７月にはサハリンで軍事演習を行った。その際には、ロシア軍最高司令官でもあるプーチン大統領が現地に乗り込み、ロシア軍の引締めを図っている。

また、ロシア軍は、軍事装備に関し、１月、弾道ミサイルの搭載が可能な原子力潜水艦を海軍に就役させ、３月には、第５世代戦闘機として知られる「ＰＡＫ－ＦＡ」が、数千キロメートルに及ぶ長距離飛行を実施するなど、軍事主要装備の近代化を進めている。

さらに、ロシア政府は２月、「2020年までの期間におけるロシア連邦北極圏の発展及び国家安全保障の戦略」を策定し、北極国境の軍事的安全保障、防衛、警備の確保等、北極圏における防衛体制を維持・強化する方針を示しており、今後の動向が注目される。

我が国に対しては、２月には「ＳＵ－27」戦闘機が、８月には「ＴＵ－95」爆撃機が、それぞれ領空侵犯した。また、防衛省・自衛隊では、ロシア海軍のミサイル駆逐艦等が北海道の宗谷海峡を日本海側からオホーツク海に向け通過するなどしたことを、平成25年中に10回確認・公表している。

このように我が国周辺におけるロシア軍の活動は、活発化する傾向にあり、今後もロシア軍の動向について注目していく必要がある。

ウ 外交

(ｱ) シリア情勢

2011年３月から続くアサド政権と反政権派の武力衝突を伴う対立をめぐり、アサド政権寄りの主張を行うロシアと、アサド政権の退陣を望む

米国を始めとする西側諸国の間で、意見が対立していた。

2013年８月、アサド政権が、反政権側に対して化学兵器を使用し、多数の死傷者が発生したという疑惑が浮上し、米国情報機関による、シリア内戦においてアサド政権が化学兵器を使用したと結論付けた報告書を受け、米国のオバマ大統領は、「化学兵器使用は国際規範に反する」として軍事介入の承認を議会に求めるとともに、北大西洋条約機構（以下「ＮＡＴＯ」という。）に対して理解を求めていたが、英国が議会で承認を得られないなど、各国の支持を十分に集めることができなかった。

そうした中、９月、モスクワでシリアのムアッリム外相と会談したロシアのラヴロフ外相は、「米国等の対シリア軍事介入を回避するため、アサド政権に化学兵器の国際管理を提案した」と緊急声明を発表した。その後、シリアが、ロシア提案を受け入れる姿勢を示したことから、米ロ両国は、スイス・ジュネーブで米ロ外相会談を開催し、ロシア側は、シリアの化学兵器を2014年半ばまでに全廃させることで米国と合意したことを「外交的勝利と受け止めている」と表明した。

(ｲ) 米ロ関係

2013年６月、イギリスの北アイルランドで開催されたＧ８サミット中に、米ロ間で首脳会談が行われた。米国のオバマ大統領は、シリア問題や2011年２月に発効した新戦略兵器削減条約（新ＳＴＡＲＴ）に続く新たな核軍縮交渉を提唱したが、ロシアは「ミサイル防衛（ＭＤ）問題の解決が先である」などとし、交渉に進展はなく、またプーチン大統領は、シリア問題について「我々の立場は一致していない」と明言したほか、さらに、「米国がロシアの反政府デモを支援している」などの発言を繰り返し、両国の溝が深まることとなった。

また、ロシアにおける人権侵害に対する制裁を盛り込んだ改正対ロ貿易正常化法案（マグニツキー法案）が米国で成立したのを受け、その対抗措置として、ロシア政府は、米国人によるロシア人の養子縁組を禁止するなどの対抗措置を盛り込んだロシア人への権利侵害に対する措置法案（ジーマ・ヤコブレフ法案）を成立させるなど、両国の対立は深まる一方であった。

他方、５月、ＦＳＢが、ＣＩＡ職員である在ロシア米国大使館三等書記官をスパイとして摘発したほか、６月にはスノーデン元ＣＩＡ職員の亡命をめぐって身柄の引渡し問題で米国と対立しており、プーチン大統領は、総じて反米姿勢を打ち出している。

(ｳ) 日ロ関係

安倍首相は４月、日本の首相として10年ぶりにロシアを公式訪問し、プーチン大統領とクレムリンで首脳会談を行った。両首脳は、日ロ間に平和条約が締結されていない現状が異常であるとの認識で一致し、今後、日ロ間の平和条約の締結へ向け、北方領土問題の解決策を探る交渉を加速させる方針で一致した。

また、６月のＧ８サミットの際に行われた日ロ首脳会談において、両首脳は、ロシアのラヴロフ外相の訪日及び次官級の平和条約締結へ向けた交渉を進めることで一致した。さらに、９月に開催されたＧ20の首脳会議の際に行われた日ロ首脳会談では、11月に外務・防衛閣僚協議(２＋２)を開催することで合意し、11月に行われた協議では、今後、テロ・海賊対処や防衛交流等で協力を進めることで一致した。

(2) ロシア情報機関員による違法な情報収集活動

プーチン大統領は2013年12月、「国家保安機関員の日」の祝賀会において、機密情報の保護や特務機関による分析・情報活動の質の向上等について言及し、国家の安全保障等における特務機関の重要性を強調した。

一方、ドイツ裁判所は2013年７月、ドイツ南西部シュトゥットガルトにおいて、23年間にわたり、ロシアのスパイとして活動していた夫婦に禁錮刑を言い渡した。夫婦は、旧ソ連の国家保安委員会（ＫＧＢ）の指示により、他人になりすましてドイツに入国し、買収したオランダ外務省職員から、ＮＡＴＯの活動等の機密情報を入手した上で、機密データが入っているＵＳＢを森の中の受渡し場所に置くことや、動画投稿サイトのコメント欄に暗号を書き込むことで、ロシア側に情報を伝えていた事実が判明した。依然として、ロシア情報機関による違法な情報収集活動が活発に行われている実態が明らかとなった。

これまで我が国では、ロシア情報機関員が、在日ロシア大使館員や在日ロ

シア通商代表部員等の身分で入国し、情報収集活動を繰り返し行っており、近年では、平成17年、18年及び20年に違法行為を摘発している。

警察としては、こうした犯罪行為により我が国の国益が損なわれることのないよう、今後も情報収集・分析機能の強化を図るとともに、違法行為には、厳正な取締りを行っていく。

5　大量破壊兵器関連物資等の不正輸出

(1)　国際情勢

ア　イラン

イランは、2013年１月23日付け国際原子力機関（以下「ＩＡＥＡ」という。）宛て書簡により、ナタンツの主力生産ラインの１つで、「ＩＲ２ｍ型」と呼ばれる改良型遠心分離機を稼働させる計画を明らかにした。同月、ＩＡＥＡは、イランがナタンツのウラン濃縮施設で改良型遠心分離機の本格稼働を準備していると、加盟国に報告した。

１月16日に開催が予定されていたＩＡＥＡとイランとの協議は、イラン・テヘランにおいて予定どおり開催されたが、イランの核開発疑惑の解明に向けた手順について合意に至らず、17日に閉会した。その後、２月13日にはイラン・テヘランにおいて、５月15日にはオーストリア・ウィーンにおいて、それぞれ協議が行われたが、同じく、パルチン軍事施設への立入りを含む核開発疑惑の解明に向けた新たな検証方法の枠組み作り等について合意に至らず、次回協議の日程も決まらずに終了した。

２月10日、アフマディネジャード大統領は、イスラム革命34周年記念式典で、「我々は、核の技術を持っている。西側は、これを認めた上で合意の道を探る方がいいだろう」と演説し、国際社会が、イランの民生名目の核開発の権利を認めるよう求めた。２月21日、ＩＡＥＡは、イラン・ナタンツのウラン濃縮施設に新型遠心分離機「ＩＲ２ｍ型」が180基設置され、従来型の「ＩＲ１型」も2,255台増設し、合計１万2,669台に拡大したとする報告書をまとめた。

国連安保理５常任理事国にドイツを加えた６か国とイランによる協議は、カザフスタン・アルマトイにおいて、２月26日及び27日の両日、約８

か月ぶりに開催された。２日間の会合において、６か国側は、濃縮度20%ウランの開発停止等を条件に制裁の一部解除を新たに提案したが、合意に至らず、次回協議を４月５日及び６日に再度アルマトイで開催することを確認して終了した。

４月５日及び６日に協議は開催されたが、イラン側が、民生用核開発の権利が認められることに強くこだわったため、ここでも具体的な合意には至らなかった。

一方、４月９日、アフマディネジャード大統領は、イラン・ヤズド州にあるウラン鉱山２か所の採掘を開始し、濃縮ウランの原料となるウラン精鉱（イエローケーキ）の製造工場を同州アルダガンで新たに稼働させたと発表し、核開発を貫く姿勢をアピールした。

５月22日、ＩＡＥＡは、加盟国に報告書を配布し、イラン・ナタンツの新型遠心分離機「ＩＲ２ｍ型」が更に増設され、合計700基近くになったほか、イラン西部のアラクの実験用重水炉建設で原子炉容器を現場に運び込む動きがあるなど､同重水炉の建設も進行していることを明らかにした。

イランの核開発継続の動向に対し、６月３日、米国のオバマ大統領は、イランの通貨リアルを取引する外国金融機関を制裁対象に追加する大統領令に署名した。また、６月４日、米財務省は、イランやドイツ等を拠点とする企業37社を新たに制裁対象に指定したと発表し、イランの核開発問題でイラン政府への圧力を大幅に強化した。

６月14日、イラン大統領選挙の投票が行われ、６月15日、穏健保守派のローハニ師が当選した。同師は、核開発は継続するとしつつも、これまでの米欧等との核交渉での非妥協的な態度を批判し、経済の立て直しのためには柔軟姿勢を示し、米欧等との関係改善と制裁緩和を目指すべきだなどと主張してきたほか、選挙後初の記者会見で、兵器転用の疑いがある核開発について、「更に透明性を高める用意がある」と述べるなど、従来のアフマディネジャード大統領による強硬な対外姿勢の転換に、強い意欲を示した。

８月３日、ローハニ師は、最高指導者ハメネイ師の認証を受け大統領に就任した。認証式で同師は、「制裁を解除するため、国際問題では新たな

手法を執る」と宣言し、核問題で制裁を科している米欧との協調を探る方針を示した。

また、８月４日、米国のカーニー大統領報道官は、声明を発表し、イランが核開発問題を平和的に解決すれば、「米国と協力的パートナーになり得る」と述べ、イランの核開発問題の早期解決に期待感を表明した。

しかし、ローハニ大統領は、８月３日夜の北朝鮮の金永南最高人民会議常任委員会委員長との会談で、イランの核開発について、「民生目的で、国際的な規則に従って行われている」と説明し、米国等の主張は事実と相反すると訴えたほか、８月６日、大統領就任後初の記者会見において、「ウラン濃縮活動は合法的な権利だ」として、停止には応じない考えを示した。

一方、８月28日、ＩＡＥＡは、イランの核問題に関する報告書をまとめ、イランが、ナタンツにあるウラン濃縮施設の製造ラインに高性能型の新型遠心分離機「ＩＲ２ｍ型」を増設し、計約1,000基に達したことを明らかにした。

９月24日、ローハニ大統領は、国連総会の一般討論演説において、「核兵器開発は、イランの国防指針にない」、「結果の伴う迅速な対話の用意がある」と述べ、米欧との対話姿勢を示した。

９月26日、国連安保理常任理事国とドイツの６か国とイランは、外相会合を開催、10月15日及び16日にジュネーブで実務者協議を再開することで合意した。

会合後、米国のケリー国務長官とイランのザリーフ外相が、二国間で会談を行ったほか、９月27日、米国のオバマ大統領とイランのローハニ大統領が電話協議を行うなど、米国とイランの首脳は、イラン革命をきっかけに国交を断絶して以降、初めての直接対話を行った。

９月27日、ＩＡＥＡとイランとの協議が再開され、次回の協議を10月28日に開催することで合意した。ＩＡＥＡのナカーツ事務次長は、「対話は、とても建設的だった」とし、イランのナジャフィＩＡＥＡ担当大使は、「この建設的な協議を続け、早期に合意したい」とした。

10月15日及び16日、国連安保理常任理事国とドイツの６か国とイランによる協議が開催され、次回の協議を11月７日及び８日に行うことで合意し

た。同協議では、イラン側からＩＡＥＡの追加議定書の批准等について提案があったとされ、これに関し、ＥＵのアシュトン外務・安全保障政策上級代表が、「有益で実質的な協議だった」と評価したほか、米国のカーニー大統領報道官も、「これまでの交渉で経験のない真剣さと中身を伴っている」と評価した。

10月28日、ＩＡＥＡは、イランとの協議をウィーンで行い、次回の協議を11月11日にテヘランで行うことで合意した。

11月７日、国連安保理常任理事国とドイツの６か国とイランによる協議が、ジュネーブで行われた。同協議は、２日間の日程が延長され、11月８日に、急遽（きょ）ジュネーブ入りした米国のケリー国務長官が、イランのザリーフ外相と会談したほか、11月９日には、イギリス、フランス、ドイツ及びロシアの外相と中国の外務次官が協議に参加し、イランの核開発の縮小と引換えに同国への制裁を一部緩和する「第一段階」の措置について協議を行なったが、合意に至らないまま終了した。

一方、11月11日、ＩＡＥＡの天野事務局長とイランのサレヒ原子力庁長官が、テヘランで協議し、アラクの重水炉関連施設への立入り等ＩＡＥＡによる査察の強化、核開発状況に関するＩＡＥＡへの情報提供等に、イランが応じることで合意した。

さらに、11月20日、国連安保理常任理事国とドイツの６か国とイランによる協議において、イランの核開発問題解決に向けた「第一段階」の措置について再度協議が行われた結果、11月24日、イランが濃縮度５％を超えるウランの製造を凍結する一方、６か国がイランへの制裁の一部を緩和することなどについて合意した。

これらの合意を受け、12月８日、ＩＡＥＡが、アラクの重水製造施設に対する査察を実施したほか、12月９日から12日の間、19日及び30日から31日の間の３回にわたり、国連安保理常任理事国とドイツの６か国とイランによる「第一段階」の措置の履行日程等について協議が行われた。

しかし、イスラエルは、合意に強く反発し、イランへの単独攻撃も辞さないとしているほか、米国においても、12月12日、財務省及び国務省が、複数の企業や個人を対イラン制裁の対象に追加するなどした。イランも、

ウラン濃縮の権利を放棄しない方針を維持しており、今後、合意内容の履行及び核問題の包括的な解決に向けたプロセスが、順調に行われるか注目される。

イ　北朝鮮

2013年１月１日、金正恩第一委員長は、「新年の辞」において「経済強国建設が最重要課題である」と主張するとともに、「我々式の先端兵器をより多く造らなければならない」とし、核及び弾道ミサイルの増産を目指す考えを示した。

１月22日、国連安保理は、2012年12月の北朝鮮による「人工衛星」と称する長距離弾道ミサイルの発射について、国連安保理決議違反と非難し、制裁の適用範囲を広げるなどした安保理決議第2087号を全会一致で採択した。

これに対し、北朝鮮外務省は１月23日、同決議に反発する声明を発表し、国連安保理に対して謝罪と撤回を要求するとともに、「平和的な衛星の打ち上げの権利」を引き続き行使するとしたほか、１月24日、北朝鮮国防委員会は、「我々が進める高い水準の核実験は米国を狙うことになる」とする声明を発表し、３回目の核実験実施を警告するなど、国連安保理の制裁決議に強硬に反発する姿勢を示した。

１月24日、米国のカーニー大統領報道官は、「不必要な挑発行為」であり、「米国は追加的な措置」を執ると語り、米国単独の追加制裁を検討する方針を示した。国際社会も核実験の自制を働き掛けたが、２月12日、北朝鮮は、「地下核実験を成功裏に実施した」と発表した。

同日、国連安保理は、緊急会合を開催し、「核実験を強く非難し、過去の安保理決議の重大な違反に当たる」とする声明を発表した。

３月５日、国連安保理は、２月の北朝鮮による核実験を受けた新たな制裁決議案について協議する非公式の緊急会合を開催した。一方、同日、北朝鮮人民軍最高司令部は、米韓両軍による合同軍事訓練や演習に反発し、「朝鮮戦争の休戦協定を完全白紙にする」と予告した。

３月７日、国連安保理は、北朝鮮による核実験を非難するとともに、北朝鮮に出入りする船舶等の貨物検査や北朝鮮との金融取引停止等を義務化

するなど、従来の制裁を大幅に強化する内容の制裁決議第2094号を全会一致で採択した。同日、北朝鮮外務省は、「侵略者の本拠地に核先制攻撃の権利を行使することになる」との声明を発表し、激しく反発した。

４月１日、北朝鮮は、最高人民会議において「核抑止力と核報復打撃力を質・量的に強化する」などとする法令を採択するとともに、４月２日、六者会合の合意により稼働を停止していた寧辺の実験用黒鉛減速炉の再稼働等を宣言した。

さらに、北朝鮮は、弾道ミサイルを日本海側に移動するなどの挑発行為を繰り返したとされた。これに対し、４月11日、Ｇ８外相会議は、北朝鮮による核・ミサイル開発を最も強い言葉で非難し、更なる挑発行為を自制するよう求める議長声明を採択した。

５月初旬、北朝鮮は、日本海側に移動した中距離弾道ミサイルを撤去したとされたほか、６月19日、中国との外務次官協議において、「六者会合を含むあらゆる形式の対話に参加したい」と対話に前向きな姿勢を示したが、６月21日、北朝鮮の国連大使は、国連本部での記者会見で、「米国と韓国が挑発を続ける限り、我々は核の抑止力を放棄しない」と述べるとともに、北朝鮮側の平和を求めるための提案として、「国連軍は米国軍と同じで、朝鮮半島の安定を脅かしており、ただちに解散を求める」と主張した。

９月11日、米国ジョンズ・ホプキンス大学の北朝鮮分析サイト「38ノース」は、衛星写真により、北朝鮮・寧辺の核施設の黒鉛減速炉と同じ敷地内の建物から蒸気が上がっているのを確認したと発表し、「北朝鮮が、原子炉を再稼働させた可能性がある」と分析した。

９月20日、ＩＡＥＡの年次総会は、北朝鮮による３回目の核実験を非難し、再稼働したとみられる寧辺の原子炉を含め、核活動の全面停止を求める決議を全会一致で採用した。

９月23日、中国政府は、大量破壊兵器に関連する物資や技術の北朝鮮への輸出を禁止すると発表し、禁止対象のリストを公表した。

10月２日、米国ジョンズ・ホプキンス大学の北朝鮮分析サイト「38ノース」は、北朝鮮・寧辺の実験用黒鉛減速炉の配水管から、温水が近くの川

に放出されていることが確認されたと発表した。

10月８日、韓国の国家情報院は、同国国会の情報委員会での報告において、同黒鉛減速炉が再稼働しているとの認識を示した。ＩＡＥＡも、11月28日、天野事務局長が、同黒鉛減速炉が稼働を始めたと指摘するなどしており、今後も、北朝鮮は、核開発を継続していくものと見られる。

ウ　シリア

2013年８月21日、シリア反体制派組織幹部は、シリアの首都ダマスカス近郊で、同日、アサド政権軍が毒ガス兵器による攻撃を行い、通常兵器による犠牲者も合わせ、1,300人が死亡したと発表した。これに対し、シリア政府は、化学兵器使用の報道は「事実無根」と否定した。

８月26日、国連調査団は、現地調査を開始した。同日、米国のケリー国務長官は、化学兵器の使用は「疑う余地がない」と断定し、強く非難する声明を発表したほか、８月29日、英国政府も、シリアのアサド政権が化学兵器攻撃を実行したとする根拠を発表した。さらに、９月２日、フランス政府も、シリアのアサド政権によって、「大規模で組織的な化学兵器攻撃が行われた」と断定した。

８月30日、米国のオバマ大統領は、シリアのアサド政権が化学兵器を使用したとして、「何の行動も取らなければ、国際規範に意味はないとのシグナルを送ることになる」と指摘し、シリアに対する限定的な軍事行動を検討している旨を表明した。

９月９日、ロシアのラヴロフ外相は、シリアのムアッリム外相に対して、化学兵器を国際管理下に置くよう提案したことを明らかにし、９月10日、ムアッリム外相は、ロシアの提案を受け入れる考えを表明した。

９月12日、シリアのアサド大統領は、化学兵器禁止条約に加盟し、署名から１か月後に自国の保有する化学兵器を国際的な管理に移行する考えを表明し、同日、国連本部及び化学兵器禁止機関（以下「ＯＰＣＷ」という。）に書簡を送付した。

９月14日、米国のケリー国務長官とロシアのラヴロフ外相は、スイス・ジュネーブで会談し、シリアが保有する化学兵器を国際管理下で完全廃棄するための枠組みについて、「シリアは、化学兵器の種類、量、保管場所

等を１週間以内に申告し、11月までに査察を受け入れる」、「2014年の前半に全ての化学兵器物資、製造機器等の撤去又は廃棄を完了する」ことで合意した。

同日、潘基文（パンギムン）国連事務総長は、「シリアの化学兵器禁止条約への加盟申請を正式に受理し、同国が、同条約の締約国となった」と発表した。

９月16日、国連は、シリア内戦で化学兵器が使用された事実の有無について調べた国連調査団の報告書を公表し、「８月21日、首都ダマスカス近郊のグータで起きた攻撃にサリンが使用された」と断定した。

同日、米英仏外相は、パリで会談し、米ロが合意したシリアの化学兵器廃棄の枠組みを徹底させるため、国連安保理で、「強力で強制力のある決議」の採択を求めることで一致した。一方、ロシアのラヴロフ外相は、強制措置を伴う安保理決議は時期尚早との考えを示した。

９月20日、ＯＰＣＷは、シリア政府から保有する化学兵器に関する最初の申告があったと発表し、さらに、９月21日、「期待された情報開示」を受け取ったと発表した。

９月27日、国連安保理は、シリアに対し、査察や廃棄の手順に関するＯＰＣＷの決定に従うことを義務付け、廃棄計画不履行等の決議違反の場合に国連憲章７章に基づく措置を科すとする決議を、全会一致で採択した。

10月１日、シリアの化学兵器の廃棄作業を査察・検証するＯＰＣＷの査察団の先遣隊がシリアに入国し、10月６日、化学兵器の廃棄作業を開始した。

10月16日、国連とＯＰＣＷは、両機関による化学兵器廃棄査察・検証の合同チームを正式に発足させたと発表し、シリアにおける化学兵器の廃棄作業が本格的に始動した。

10月28日、ＯＰＣＷは、同執行理事会で決定された査察実施期限である10月27日までに、化学兵器関連施設23か所のうち査察を終了したのは21か所に止まったと発表した。査察ができなかった２か所については、内戦下で安全上の懸念があるため断念したとされる。

10月31日、ＯＰＣＷは、シリアが申告した化学兵器の生産・加工施設を

全て破壊したことを確認したと発表した。これにより、11月１日が期限とされたシリアの化学兵器製造能力の破壊が期限内に完了した。シリアは、化学兵器全廃に向け協力的な態度を示しており、化学兵器の廃棄作業が進展することが期待される。

一方、11月15日、ＯＰＣＷの執行理事会において、約1,300トンの大半をシリア国外に搬出して処理することを柱とする廃棄計画が決定されたが、搬出先として有力視されているアルバニア等が、受入れを拒否する姿勢を示したとされるなど、今後の廃棄作業が、計画どおりに行われるかどうか注目される。

エ　国際的な取組

2013年５月28日、国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器、ミサイル及びこれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法及び各国国内法の範囲内で参加国が共同して執り得る移転及び輸送阻止のための措置を検討・実践する取組（以下「ＰＳＩ（Proliferation Security Initiative)」という。）の創設10周年を記念するハイレベル政治会合が、ポーランド・ワルシャワにおいて開催された。同政治会合には、72か国が参加し、ＰＳＩ訓練をローテーションで行うことなど、より定期的かつ活発にＰＳＩの活動を実施していく必要性を強調する共同声明や、ＰＳＩ活動を実施するに当たっての各国国内及び国際的な法的権限を強化するための取組を継続するよう求める共同声明等が発出された。

また、６月に開催されたＧ８ロック・アーン・サミットでは、「大量破壊兵器の不拡散に向けた取組は、Ｇ８の最優先事項であり、大量破壊兵器の拡散は、国際の平和と安全への主要な脅威である」、「イランについて、ローハニ師の大統領選出に留意し、この機会を国際社会との相違の解消のために生かすことを要請する」、「北朝鮮の核・弾道ミサイル計画を引き続き深く懸念し、北朝鮮は挑発行為を自制し、信頼性のある真正な多国間協議に建設的に関与し、関連する安保理決議及び六者会合共同声明の下での義務を遵守しなけらばならない」などの項目が盛り込まれた首脳コミュニケが採択された。

７月１日から５日にかけて、ＩＡＥＡ主催の核セキュリティ国際会議が、

オーストリア・ウィーンで開催され、「核セキュリティ関連活動等における全てのＩＡＥＡ加盟国の関与の必要性を強調する」、「自発的に高濃縮ウランの使用を更に最小化し、低濃縮ウランを使用することを奨励する」などを内容とする閣僚宣言が採択された。同会議は、ＩＡＥＡが主催する核セキュリティに関する初めての閣僚級会議であり、我が国を含む34か国から閣僚レベルが出席した。

(2) 不正輸出対策の推進

警察は、大量破壊兵器の拡散が国際安全保障上の重大な関心事項となっていることを踏まえ、我が国からの大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを積極的に推進しており、中国等の企業に武器の附属品であるライフルスコープを不正に輸出した事件（平成25年２月、埼玉）等、30件の不正輸出事件を検挙している（12月31日現在）。

また、これまで検挙した事件において、第三国を経由した迂回輸出の実態や摘発逃れ目的での輸出名義人等の偽装が確認されるなど、不正輸出の手口は今後更に悪質・巧妙化していくものとみられるため、警察では、国内外の諸情勢を的確に把握かつ分析し、関係機関と緊密な情報交換を行うことなどにより、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出に対する取締りを強化していくこととしている。

6 不法入国・不法滞在事犯

平成25年中、偽造旅券を行使するなどして不法入国し、検挙された者の数は201人で、前年（184人）と比較して17人増加した。この種の不法入国事犯の検挙人員は、17年（1,770人）をピークとして減少傾向にあったが、25年は前年と比較して増加に転じた。

また、偽造技術の向上により精巧な各種偽造証明書が出回っているほか、偽装結婚等により正規滞在者を装って滞在する偽装滞在者の増加が懸念されている。さらに、入国管理局による個人識別情報認証システムが導入された19年11月以降、退去強制歴のある者が、指先を刃物で傷つけるなど指紋を偽装して入国した事案も発生している。

我が国に存在する不法残留者の数は、25年１月１日現在で、約６万2,000人とされており、前年同期（24年１月１日）と比較して約5,000人減少した。最近の傾向としては、不法残留者の居住・稼働が小口化していることなどが挙げられる。

このような中、警察では、入国管理局との合同摘発や集中取締りを積極的に推進した結果、25年中における来日外国人に係る出入国管理及び難民認定法違反の送致人員と同法第65条による入国警備官への引渡し人員の合計が、3,478人となった。今後も不法滞在者の摘発を推進するとともに、不法滞在や偽装滞在を助長する集団密航、旅券等の偽変造、地下銀行、偽装結婚等に係る犯罪に対する取締りを強化することとしている。

第３　国際テロ情勢

１　国際テロ情勢

(1)　イスラム過激派の動向と国際テロの脅威

2013年の国際テロ情勢は、依然として厳しい状況で推移した。イスラム過激派は、ジハード（聖戦）思想を介して緩やかなネットワークを形成しており、その脅威は依然として高い。

2011年５月の指導者オサマ・ビンラディンを始めとする主要幹部の相次ぐ殺害・捕捉により、「アル・カーイダ」中枢の弱体化が伝えられる一方、紛争や混乱が続く中東・北アフリカ地域を中心に、複数の「アル・カーイダ」関連組織が勢力を拡大しており、これら関連組織は、テロを企図・実行するのみならず、武器の供給や訓練等を通じた他のイスラム過激派組織との連携もみられる。「アル・カーイダ」の指導者アイマン・アル・ザワヒリは、欧米諸国等に対するジハードの継続を表明しているところ、引き続き「アル・カーイダ」関連組織等によるテロが懸念される。

「アル･カーイダ」を始めとするイスラム過激派組織及びその支援者は、インターネット等のメディアを効果的に活用して、ジハード思想を伝播するとともに、リクルート活動を進めている。現在、このジハード思想や「アル・カーイダ」の幹部による声明等の影響を受け、各地のテロ組織等がテロを企図している。さらに、イスラム過激派等によるインターネットの利用は、テロ組織と関わりのない個人が過激化してテロを引き起こす現象にも影響を与えている。テロ組織からの指示や支援を受けない個人によるテロは、「ローン・ウルフ（一匹おおかみ）」型のテロと呼ばれ、各国でその危険性が認識されている。

また、シリアの内戦は、世界各地のイスラム過激主義者等を引き付けており、欧米出身者を含む多くの外国人がシリアに渡航しているとされる。各国では、これらの者が実戦経験を積み、武器の扱い方等を習得して帰国した後に自国においてテロを敢行することが懸念されている。

こうした情勢の中、2013年中、世界各地でテロ事件が多発した。

アフリカでは、１月、在アルジェリア邦人に対するテロ事件が発生した。本事件では、「イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ」の元幹部とされ

るモフタル・ベルモフタルが指揮する武装集団が、アルジェリア東部のイナメナスに所在するガスプラント等を襲撃し、日本人を含む多数人を人質に取って立て籠もった。アルジェリア軍は、テロリストの制圧作戦を行ったが、邦人10人を含む40人が死亡した。また、９月、「アル・シャバーブ」によるケニア・ナイロビのショッピングモールに対する襲撃テロ事件が発生し、少なくとも67人が死亡、175人が負傷した。

欧米では、４月、米国・ボストンにおける爆弾テロ事件が発生し、３人が死亡、200人以上が負傷した。同事件は、「ローン・ウルフ」型のテロに当たるとの見方がある。５月、英国の首都ロンドン南東部ウーリッジに所在する兵舎近くで、ナイジェリア系英国人２人が、兵士１人を殺害した。５月、フランスの首都パリ西郊デファンス地区で、フランス人が、テロ警戒中の兵士１人を襲撃し、負傷させた。

ロシアでは、10月、南部のボルゴグラードで、運行中のバスに対する自爆テロが発生し、少なくとも６人が死亡した。12月、同じくボルゴグラードで、駅に対する自爆テロが発生、その翌日にはトロリーバスに対する自爆テロが発生し、合わせて34人が死亡した。

中東では、シリアにおいて、「イラク・イスラム国」を自称する「イラクのアル・カーイダ」が、シリア内戦に乗じて同国に進出していたが、４月、シリアのイスラム過激派組織「アル・ヌスラ戦線」と自らを併せて「イラク・レバントのイスラム国」と呼称する旨発表した上で、テロ事件を敢行するなど勢力を拡大させている。ただし、「アル・ヌスラ戦線」は、当該発表の内容を否定しており、シリア内戦の反政府勢力同士が反目している状況がうかがえる。イラクでも、「イラクのアル・カーイダ」が、シーア派のマリキ政権に対するスンニ派住民の反発に乗じて勢力を拡大させており、７月には、首都バグダッド周辺の２つの刑務所を襲撃し、同組織の構成員等500人超が逃走した。８月、米国は、「アル・カーイダ」及びその関連組織が、中東・北アフリカ地域等において、８月中にテロ攻撃を計画している可能性があるとして、米国民に警告を呼び掛けるとともに、中東・北アフリカ地域等に所在する米国在外公館を一時閉館した。12月、イエメンの首都サヌアに所在する国防省に対するテロ事件が発生し、同省の病院施設で勤務する外国人医療

関係者を含む52人が死亡した。

南西アジアでは、2012年に引き続きテロ情勢が厳しさを増している。アフガニスタンでは、政府施設等に対するテロ事件が続発した。2013年６月には、首都カブールで、タリバンによる大統領府に対する襲撃事件や治安部隊との銃撃戦が発生し、少なくとも７人が死亡した。９月には、西部ヘラート州の米国領事館付近で、タリバンによる自爆テロ及び治安部隊との銃撃戦が発生し、少なくとも９人が死亡した。パキスタンでは、「ＴＴＰ」による政府施設等に対するテロ事件に加え、スンニ派過激派組織によるシーア派やキリスト教徒等に対するテロ事件が発生している。６月には、北部ギルギット・バルチスタン地域で、「ＴＴＰ」による外国人観光客らに対する襲撃事件が発生し、10人が死亡した。７月には、北西部のハイバル・パフトゥンハー州で、「ＴＴＰ」による刑務所襲撃事件が発生し、過激派30人を含む200人以上の収監者が逃亡した。

東南アジアでは、インドネシアにおいて、小規模グループによる警察官を狙った襲撃事件や爆弾テロ事件が発生している。９月、フィリピンにおいて、政府と「モロ・イスラム解放戦線」による和平合意に反発する「モロ民族解放戦線」が、南部ミンダナオ島サンボアンガを襲撃し、少なくとも200人が死亡するなど、イスラム過激派によるテロ事件が発生している。ミャンマーでは、イスラム教徒であるロヒンギャ族と仏教徒との対立が激化し、その影響が周辺の東南アジア諸国に一部波及している。

(2) 我が国への国際テロの脅威

我が国は、「アル・カーイダ」を始めとするイスラム過激派から米国の同盟国として指摘されており、過去に「アル・カーイダ」幹部による声明等において、テロの標的として名指しされたことがある。また、米国で拘束中の「アル・カーイダ」幹部のハリド・シェイク・モハメドが、我が国に所在する米国大使館を破壊する計画に関与したと供述していたことが2007年３月に確認された。

さらに、国際手配をされていたリオネル・デュモンが不法に我が国への入出国を繰り返していた事実が、ドイツにおける同人の逮捕（2003年12月）を端緒として判明しており、ジハード思想を介して緩やかにつながるイスラム

過激派のネットワークが我が国にも及んでいることが示された。我が国においても、イスラム過激派が、イスラム諸国出身者のコミュニティ等を悪用し、資金や資機材の調達を図るとともに、様々な機会を通じて若者等の過激化に関与することが懸念される。

このような事情や、海外においても現実に邦人や我が国の権益がテロの標的となる事案等が発生していることなどに鑑みると、我が国は、国内外において、大規模・無差別テロの脅威に直面しているといえる。

特に、2012年５月に米国が公開したオサマ・ビンラディン殺害時の押収資料では、「韓国のような非イスラム国の米国権益に対する攻撃に力を注ぐべき」と同人が指摘しているところ、我が国においても米軍基地等の米国権益が多数存在するため、テロの対象となる可能性は否定できない。

(3) 日本赤軍及び「よど号」グループの動向

ア 日本赤軍

最高幹部の重信房子については、ハーグ事件等の裁判において、平成22年７月、最高裁判所への上告が棄却され、懲役20年の刑が確定した。現在、重信を含め、日本赤軍メンバー６人が国内外の刑務所に服役している。

日本赤軍は、12年に重信が逮捕された後、13年４月、同人による獄中からの日本赤軍「解散」宣言を受け、５月には、組織としても「解散」の決定を表明したが、その後も「ムーブメント連帯」という名称で活動を継続している。レバノンに亡命中の岡本公三を含む７人の構成員が依然として逃亡中であり、また、現在に至るまで、武装闘争路線を放棄していないことから、その危険性に変化はない。

警察は、今後とも、逃亡メンバーの早期発見・逮捕に向け、関係機関と連携し情報収集を強化していくこととしている。

イ 「よど号」グループ

「よど号」犯人９人については、２人が既に逮捕された（19年１月及び23年６月にそれぞれ病死）ほか、リーダーの田宮高麿ほか１人が北朝鮮で死亡しており、現在、北朝鮮に残留しているのは、小西隆裕ら５人

とみられている(うち岡本武は死亡説もあるが、真偽は未確認)。「よど号」犯人の妻らについては、これまで帰国した５人全員を旅券法違反等で逮捕し、現在、３人が北朝鮮に残留しているとみられている（うち１人は死亡説もあるが、真偽は未確認)。また、19年６月には、帰国した「よど号」グループ合流者１人を旅券法違反で逮捕している。子女については、現在までに20人全員が帰国している。24年11月に開催された日朝政府間協議においては、「よど号」ハイジャック事件等の諸問題が取り上げられたが、現時点まで、引渡しに向けた具体的な動きはみられない。

また、これまでに、「よど号」グループが日本人拉致に深く関与していたことが、明らかとなっている。警察は、「よど号」犯人である魚本（旧姓：安部）公博については、有本恵子さんに対する結婚目的誘拐容疑で、「よど号」犯人の妻である森順子及び若林（旧姓：黒田）佐喜子については、石岡亨さん及び松木薫さん両名に対する結婚目的誘拐容疑で、それぞれ逮捕状を取得し、国際手配を行っている。

「よど号」グループは、拉致容疑事案への関与を否定し続けており、容疑が晴れた時点で帰国したいとしている。また、我が国政府に対し、拉致容疑事案の被疑者としての引渡し要求を撤回するとともに、帰国に向けた協議に応じるよう求めている。

2　国際テロ対策

(1)　情報収集と捜査

国際テロは一たび発生すれば多くの犠牲者が出ることから、テロ対策の要諦(てい)はその未然防止にあるといえる。そのためには、幅広い情報を収集し、それを的確に分析して諸対策に活用することが不可欠である。また、テロは極めて秘匿性の高い行為であり、収集される関連情報のほとんどは断片的であることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められる。

そこで、警察では、警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課を中心に外国治安情報機関等との連携を一層緊密化するなど、テロ関連情報の収集・分析を強化しているほか、こうした分析結果を重要施設の警戒警備を始めとした諸対策に活用している。

また、警察は、邦人や我が国の権益に関係する重大テロ事件等が国外で発生した際に、国際テロリズム緊急展開班（ＴＲＴ－２：Terrorism Response Team - Tactical Wing for Overseas）を派遣し、当該事件等に関する情報収集や現地当局に対する捜査支援等を行っている。2013年１月に発生した在アルジェリア邦人に対するテロ事件においても、現地に派遣され、情報収集や邦人被害者の御遺体の身元確認等を行った。

(2) 水際対策の強化

周囲を海に囲まれた我が国でテロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要である。そのため、政府は、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置し、関係機関が行う水際対策の調整を図っている。また、国際空港・港湾には、空港・港湾危機管理（担当）官（全ての国際空港及び一部の国際港湾の危機管理（担当）官は都道府県警察の警察官）が置かれ、関係機関との連携の下、具体的な事案を想定した訓練の実施や施設警備の改善等に成果を上げている。

また、テロリスト等の入国を阻止するため、事前旅客情報システム（ＡＰＩＳ）（注１）や外国人個人識別情報認証システム（ＢＩＣＳ）（注２）が運用されているところ、警察では、これらのシステムの運用に資する情報を提供するなど、法務省等と連携して水際対策の強化を図っている。

（注１）　ＡＰＩＳ：Advance Passenger Information System

航空機で来日する乗客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム。

（注２）　ＢＩＣＳ：Biometrics Immigration Identification & Clearance System

来日する外国人に入国審査の際に提供させた個人識別情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を照合するシステム。

(3) 爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対する管理者対策

2011年７月に発生したノルウェー連続テロ事件では、被疑者が大量の化学物質を調達し、爆発物を製造したことから、市販の化学物質から製造される手製爆弾の脅威が改めて認識された。

爆発物の原料となり得る化学物質は、薬局、ホームセンター等の店舗における購入のほか、インターネットを利用した購入が可能な状況にあり、我が国においても、近年、市販の化学物質から爆発物を製造する事案が発生している。

このため、警察では、平成21年11月、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省に対し、化学物質11品目の適正な管理について、関係団体等に対する周知・指導を要請したほか、爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対して継続的に個別訪問を行い、販売時における本人確認の徹底、盗難防止等の保管・管理の強化、不審情報の通報等を要請するとともに、警察庁において不審情報の集約・分析を行うなどして爆弾テロの未然防止を図っている。

(4) 防衛省・自衛隊との連携

警察庁と防衛省・自衛隊においては、平素から緊密な情報交換を行うとともに、重大テロ等が発生した場合に備え、対処体制の強化を図っている。

具体的には、武装工作員等による不法行為に対処できるよう、防衛庁（当時）・自衛隊との間で、平成12年以降、「治安出動の際における治安の維持に関する協定」等を締結した。これに基づき、全ての都道府県警察が、陸上自衛隊の師団等との間で、14年から17年までの間に共同図上訓練を、また、その成果を踏まえ、17年から21年６月までの間に共同実動訓練を、それぞれ実施した。現在は、陸上自衛隊の連隊等との間で、より実戦的な共同実動訓練（中小規模の科目別訓練）を実施している。

また、23年11月、政府は、原発等に対するテロを現実の脅威として再認識し、その未然防止に取り組むこととする方針を決定しており、その中で、警察庁・防衛省等の関係省庁は、実戦的な共同訓練の実施等において引き続き連携を強化することが示された。これを踏まえ、24年６月、愛媛県警察が、原発敷地内における共同実動訓練を全国で初めて実施し、25年11月、北海道警察及び北陸三県（福井県、石川県及び富山県）警察が、同様の訓練を実施した。

(5)　重要施設の警戒

警察では、原子力関連施設や首相官邸等の我が国の重要施設、米国関係施設、鉄道等の公共交通機関等の警戒警備を徹底している。

特に、全国の原子力関連施設では、サブマシンガンやライフル銃、耐爆・防弾仕様の車両等を装備した銃器対策部隊が、24時間体制で警戒に当たっているが、東日本大震災を受けて警戒警備に従事する地方警察官を216人増員するとともに、警戒要領を見直し、放射線防護車等の装備資機材を整備・拡充して、原子力関連施設の警戒警備を一層強化している。また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、平成18年８月から経済産業省、文部科学省等（24年９月以降は、原子力規制委員会等）と連携して、警察庁職員による原子力関連施設に対する立入検査等を積極的に実施し、事業者による防護体制の強化を促進している。

(6)　ＮＢＣテロ対策

ＮＢＣテロが発生した場合に迅速・的確に対処するため、９都道府県警察（北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島及び福岡）に、高度な装備資機材を配備したＮＢＣテロ対応専門部隊を設置している（総勢約200人体制）ほか、その他の府県警察には、必要な装備資機材を配備したＮＢＣテロ対策班を設置している。これらの部隊は、装備資機材の充実強化、実戦的訓練の実施等により対処能力の向上に努めている。

また、原子力関連施設に対する立入検査等のほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、平成20年９月から、厚生労働省と緊密に連携して、警察庁職員による特定病原体等所持者等の事務所や事業所に対する立入検査等を実施し、事業者による防護体制や防犯体制の強化を要請している。

(7)　特殊部隊・銃器対策部隊の充実強化

警察では、ハイジャック、重要施設占拠事案等の重大テロ事件等において事態の鎮圧、被疑者の検挙等を行うため、サブマシンガン、ライフル銃、自動小銃、特殊閃（せん）光弾、ヘリコプター等の装備資機材や機動力を備えた特殊部隊（ＳＡＴ：Special Assault Team）を８都道府県警察（北海道、警

視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡及び沖縄）に設置している（総勢約300人体制）。

また、全国の機動隊に編成されている銃器対策部隊についても、人的体制及び装備資機材の充実強化、実戦的訓練の実施等により対処能力の向上に努めている。

(8) スカイ・マーシャルの運用

警察では、平成16年12月の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部の決定を踏まえ、ハイジャック対策を強化するため、警察官が航空機に警乗するスカイ・マーシャルを運用している。国土交通省等の関係省庁や航空会社と緊密に連携し、的確な運用を図るとともに、諸外国との情報交換等を通じて対処能力の向上に努めている。

(9) 武力攻撃事態等への対処

警察は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）並びに緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づき、国家公安委員会・警察庁国民保護計画に定める国民の保護のための措置を実施することとしている。

都道府県警察では、国民保護法に基づく都道府県及び市町村の国民保護計画や市町村における避難実施要領のパターンの作成・変更作業に積極的に参画している。

また、警察では、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民の保護のための措置を迅速かつ的確に実施できるよう、国民保護法に基づいて行われる訓練に積極的に参加している。平成25年は、11月に、青森県で実施される国民保護共同実動訓練に参加したほか、内閣官房や各都道府県等が主催する国民保護訓練に参加し、住民の避難、被災情報の収集・提供、被災者の捜索・救出等の訓練を実施した。

警察では、こうした訓練への参加を通じて関係機関との連携強化に努めるとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における被災情報の収集、住民の避難要領等について習熟するよう努めている。

(10)　国際協力の推進

国際テロ対策を推進するには、世界各国の連携・協力が必要であることから、Ｇ８や国連等の場において、政府首脳間、治安担当大臣間、警察機関相互間等で諸対策に関する活発な議論がなされている。警察庁も、これらの国際会議に積極的に参加している。

また、警察庁では、例年、国際協力機構（ＪＩＣＡ）との共催により「国際テロ事件捜査セミナー」を開催しており、平成25年10月、世界各国のテロ対策実務担当者を招へいし、テロ事件の捜査技術に関するノウハウの提供を行った。

その他、テロ対策に関する地域協力を推進するため、例年、「地域テロ対策協議」を開催しており、６月に、東南アジア諸国からテロ対策担当者を招へいし、国際テロ情勢に関する情報交換を行った。

さらに、我が国は、国連安保理決議第1373号等に基づくテロリスト等の資産凍結にも積極的に取り組んでおり、警察庁は、機動的な資産凍結実施のために設置された「テロリスト等に対する資産凍結等に係る関係省庁連絡会議」に参加している。我が国ではテロに関連する444の個人・団体を資産凍結対象としている（12月12日現在）。

３　国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案

平成22年10月、国際テロ対策に係るデータ114点がインターネット上に掲出された。

本件については、警視庁において、偽計業務妨害容疑事案として捜査を行ってきたが、被疑者の特定等事案の解明に至らず、25年10月29日をもって時効期間が経過したため、それまでの捜査の結果について、東京地方検察庁に対し、書類送致した。

警察では、引き続き、個人情報が掲出された者に対する保護その他の警察措置及び情報保全の徹底・強化を推進するとともに、時効停止の事情が存する可能性も否定できないことから、必要な捜査を継続している。

第４　サイバー空間における警備情勢

平成24年に引き続き、25年中も国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が発生した。重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させてしまうサイバーテロは、これまでに我が国で発生していないが、2013年３月、韓国で発生したサイバーテロ容疑事案では、銀行のＡＴＭが停止し、放送局のニュース原稿編集システムが機能不全となり、社会経済活動に大きな影響を与えた。こうした事案が我が国で発生する可能性も否定できず、サイバーテロの脅威は正に現実のものとなっている。また、情報通信技術を用いた諜報活動であるサイバーインテリジェンスは我が国でも頻発しており、サイバー空間における脅威は、国の治安や安全保障に影響を及ぼしかねない問題となっており、我が国においても、サイバー空間の脅威に対する対処能力の向上に努めている。

１　サイバー攻撃に関する情勢

(1)　国内における情勢

近年、国内において、先端技術や機密情報の窃取を目的として行われるサイバーインテリジェンス事案が頻発しており、我が国にとって大きな脅威となっている。

平成25年１月には、農林水産省のコンピュータが不正プログラムに感染していたことが判明した。農林水産省の独自調査の結果、22年12月から24年12月までの間、農林水産省の複数のコンピュータが不正プログラムに感染し、情報流出の可能性のある不審な通信を行っていたことが判明した。また、24年１月から４月にかけて、124点の行政文書が外部に流出した可能性があることが確認された。

25年４月には、宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ）において、職員のＩＤとパスワードにより、同機構管理のサーバが不正アクセスされ、国際宇宙ステーション補給機「こうのとり」に関する情報等が流出した可能性があることが明らかになった。

こうしたサイバーインテリジェンス事案に対処するため、警察庁では、サ

イバーインテリジェンスの主要な手口となっている標的型メール攻撃について、先端技術を有する事業者等との情報共有ネットワーク（８月１日現在、約5,000の事業者等が参画）を構築し、これら事業者等に対して送付された標的型メールの提供を受け、分析するとともに、対策に必要な情報を共有している。25年上半期は、多数の送信先に同一の文面及び不正プログラムを添付したメールを一斉に送信する「ばらまき型」が減少したことから、標的型メール攻撃の把握件数は、24年に比べて大幅に減少した。一方で、業務等のメールを装い複数回メールをやり取りした後、不正プログラムを添付したメールを送付する「やり取り型」の件数が増加している。さらに、添付の不正プログラムの見た目を文書ファイルや画像ファイルに偽装したものが増加しており、手口の巧妙化が進んでいる。

サイバーインテリジェンスにより機密情報が窃取されると、我が国の治安、外交や安全保障に重大な影響が生じるおそれがある上、重要インフラの基幹システムの設計やぜい弱性に関する情報が窃取された場合、それらが悪用され、サイバー攻撃が実行されるおそれもある。

(2) 海外における情勢

昨今、海外でもサイバー攻撃事案が多発しており、各国において取組の強化が図られている。

韓国では2013年３月、韓国の複数の放送局及び金融機関において、不正プログラムが同時多発的に作動し、数万台に及ぶコンピュータがダウンした。その結果、ニュース原稿の作成や編集作業に影響が生じたほか、ＡＴＭやオンラインバンキングが停止し、社会経済活動に大きな影響が生じた。

また、３月末から４月にかけ、国際ハッカー集団「アノニマス」を名乗る者が、北朝鮮に対しサイバー攻撃（作戦名「#OpNorthKorea」）を行った。さらに、６月にもサイバー攻撃が発生し、北朝鮮の政府機関等のウェブサイトが閲覧不能になり、幹部とされる者の名簿がインターネット上に公表されるなど被害が生じた。

４月、米ＡＰ通信のツイッターアカウントが攻撃を受け、同通信社を騙(かた)って、「ホワイトハウスで爆発、オバマ大統領が負傷」との虚偽のテロ情報が掲載され、株価が一時急落するなど、米国の株式市場が混乱した。さらに、

「シリア電子軍」を名乗るハッカーグループが、犯行声明を出した。

サイバーインテリジェンスをめぐる米中の対立は、2013年になり、二国間関係の大きな問題の一つとなっている。６月に米国で開催された米中首脳会談では、習近平国家主席は、「中国はサイバー攻撃の被害者である」と主張し、サイバー問題の協議は平行線をたどり、サイバーセキュリティに関する共通ルール作りの重要性を両国で認識していることで一致するにとどまった。

２　サイバー攻撃対策

(1)　体制の強化

サイバー攻撃は、攻撃の被害が潜在化する傾向があり、国境を容易に越えて実行可能であるなどの特徴から、一つの都道府県警察のみによる捜査では、攻撃の実行者の特定には大きな困難を伴う。そこで、平成25年４月、管区警察局所在県を中心とする13都道府県警察(注)において、「サイバー攻撃特別捜査隊」を設置し、全国で約140人の専従捜査員が対策を推進する体制を構築した。また、５月には、サイバー攻撃対策の司令塔機能を強化するため、警察庁に「サイバー攻撃対策官」を設置するとともに、これを長とする「サイバー攻撃分析センター」を設置した。

（注）　13都道府県警察：北海道、宮城、警視庁、茨城、埼玉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川及び福岡

(2)　サイバー攻撃の実態解明

攻撃者の特定のためだけでなく、効果的な未然防止対策に関する情報提供を行うためにも、サイバー攻撃の手口等を明らかにすることが重要であることから、警察では、サイバー攻撃事案の捜査を推進し、実態解明を進めている。また、サイバー攻撃は国境を越えて実行可能であることから、ＩＣＰＯを通じた捜査共助要請や、外国の治安情報機関との情報交換等により、国際連携の強化を図っている。

(3)　官民連携の推進による被害の未然防止

サイバー攻撃による被害を未然に防止するため、警察では、サイバーテロの標的となるおそれのある重要インフラ事業者等や情報窃取の標的とな

るおそれのある先端技術を有する事業者等との連携を強化している。

重要インフラ事業者等に対しては、個別訪問や「サイバーテロ対策協議会」の開催等を通じて、情報セキュリティに関する情報提供や意見交換を行っているほか、事案発生を想定した共同訓練を実施し、緊急対処能力の向上を図るなど、官民連携した諸対策を推進している。

先端技術を有する事業者等とは、平成23年８月、「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」を構築し、情報窃取を企図したとみられるサイバー攻撃に関する情報の集約・分析を行うとともに、これに基づく注意喚起を実施している。

また、同月、不正プログラムを利用したサイバー犯罪やサイバー攻撃による被害を防止するため、警察とウイルス対策ソフト提供事業者等との間で、「不正プログラム対策協議会」を設置した。24年８月には、セキュリティ監視サービス又はセキュリティ事案に対処するサービスを提供する事業者等と構成する「サイバーインテリジェンス対策のための不正通信防止協議会」を設置し、情報窃取を企図したとみられる不正な通信の防止に資する情報を民間事業者等と共有することで、我が国の事業者等からの情報窃取に悪用されているとみられる不正なコンピュータへの通信の防止を図っている。

第４章　警備実施

第１　警衛・警護

１　警衛

平成25年中、天皇皇后両陛下は、第64回全国植樹祭御臨場（５月：鳥取県）、第68回国民体育大会御臨場（９月：東京都）、第33回全国豊かな海づくり大会御臨席（10月：熊本県）のほか、第11回世界生物学的精神医学会国際会議開会式御臨席（６月：京都府）、東日本大震災に伴う被災地御訪問（７月：岩手県）等のため行幸啓になった。

皇太子殿下は、第24回全国「みどりの愛護」のつどい御臨席（５月：三重県）、第28回国民文化祭・やまなし2013御臨場(６月：山梨県)、第49回献血運動推進全国大会御臨席（７月：福岡県）、平成25年度全国高等学校総合体育大会御臨場（７月：大分県）等のため行啓になった。

海外へは、天皇皇后両陛下が、国際親善のためインド国を御訪問（11月）になった。

このほか、皇太子同妃両殿下が、国王陛下即位式御参列のためオランダ国を御訪問（４月）になるなど、皇族方が計15回御訪問等になった。

警察では、皇室と国民との親和に配意した警衛警備を実施し、御身辺の安全確保と歓送迎者の雑踏事故防止を図った。

２　警護

(1)　外国要人

平成25年中は、国際会議として第５回アフリカ開発会議（６月）に伴い、多数の外国要人が来日したほか、国賓としてフランスのオランド大統領及びトリエルヴェレール女史（６月）、公式実務訪問賓客としてスリランカのラージャパクサ大統領夫妻（３月）、メキシコのペニャ大統領夫妻（４月）、インドのシン首相夫妻（５月）、トルクメニスタンのベルディムハメドフ大統領及びモンゴルのアルタンホヤグ首相夫妻（９月）、スペインのラホイ首相（10月）、ハンガリーのオルバーン首相夫妻（11月）がそれぞれ来日した。

関係都道府県警察では、所要の警護警備を実施し、外国要人の安全を確保した。

(2) 国内要人

ア 第23回参議院議員通常選挙に伴う警護警備

第23回参議院議員通常選挙は、平成25年７月４日公示、21日投開票の日程で行われ、警護対象者は全国各地での遊説活動を行った。関係都道府県警察では、所要の警護警備諸対策を実施し、国内要人の身辺の安全を確保した。

イ 首相警護

安倍首相は、首脳会談等のため、ベトナム、タイ及びインドネシア（１月）、米国（２月）、モンゴル（３月）、ロシア、サウジアラビア、アラブ首長国連邦及びトルコ（４月）、ミャンマー（５月）、マレーシア、シンガポール及びフィリピン（７月）、バーレーン、クウェート、ジブチ及びカタール（８月）、カナダ（９月）、トルコ（10月）、カンボジア及びラオス（11月）を訪問した。また、Ｇ８ロック・アーン・サミットへの出席及び首脳会談等のため、ポーランド、英国及びアイルランド（６月）を、Ｇ20サンクトペテルブルグ・サミット、ＩＯＣ総会及び国連総会への出席のため、ロシア、アルゼンチン及び米国（９月）を、ＡＰＥＣ及びＡＳＥＡＮ首脳会議のため、インドネシア及びブルネイ（10月）を、それぞれ訪問した。

警察では、関係国の警護当局との緊密な連携の下、的確な警護措置を実施し、首相の身辺の安全を確保した。

第２ 自然災害等への対応

１ 東日本大震災を踏まえた大規模災害への備え

(1) 東日本大震災への対応

平成23年３月11日に発生した東日本大震災による被害は、発災から約２年10か月が経過し、死者15,884人、行方不明者2,643人、負傷者6,150人等となった（12月27日現在）。

警察では、東日本大震災の発生直後から、警察庁に緊急災害警備本部を設置するなどして必要な体制を構築し、全国警察が一体となって対応に当たってきた。

岩手、宮城及び福島県警察では、現在も、福島県警察に対する派遣部隊を含む約4,000人体制で、仮設住宅の防犯活動、身元確認、行方不明者の捜索活動、避難指示区域等におけるパトロール等を継続しており、今後とも被災地の情勢等に的確かつ柔軟に対応するため、対処体制を確保し、各種活動を継続的に推進することとしている。

(2) 原子力災害への対応

福島第一原発事故により、原発の周辺住民等に避難等の指示や警戒区域等の設定が発令されたことから、警察では、事故発生直後から、避難誘導、放射線量のモニタリング、原子炉建屋への放水活動、行方不明者の捜索活動、検問、警戒・警ら活動、住民の一時立入りに対する支援活動等を行った。

平成23年12月16日、原子力災害対策本部において、原子炉の「冷温停止状態」の達成、使用済燃料プールのより安定的な冷却の確保等の目標が達成されていることから、発電所全体の安全性が総合的に確保されているとの判断がなされ、「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」というステップ２の目標達成と完了が確認された。これにより、政府は、原子炉は安定状態を達成し、発電所の事故そのものは収束に至ったと発表した。

このステップ２の完了により、24年４月１日以降、警戒区域等の見直しが進められ、25年８月８日の川俣町における区域見直しにより、避難指示対象の11市町村全ての見直しが完了している。

警察では、全国警察からの特別派遣の継続等により体制を確保した上で、これら警戒区域等の見直しによる被災地の情勢の変化や住民等の要望等も踏まえ、避難指示区域内の重点パトロールを実施するなどして警戒を強化している。

(3)　今後の大規模災害への備え

ア　災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築の推進

警察庁では、平成23年11月、警察庁次長を長とする災害対策検討委員会を設置し、危機管理体制の再点検及び再構築に向けて重点的に検討すべき事項を取りまとめるなど、災害対策について組織横断的な検討を行ってきた。

また、都道府県警察においても、約90項目の重点検討事項について個別に検討を行い、災害警備本部の見直し、業務継続計画の策定、バックアップ体制の確保等の初動体制の確立、各種災害警備訓練の実施、関係機関・事業者との協定締結等各種施策を推進しており、危機管理上早急に講じるべき対策を始めとする各施策を着実に推進している。

イ　防災業務計画の修正

国家公安委員会及び警察庁は、24年９月の政府の防災基本計画の修正及び10月の原子力災害対策指針の策定等を踏まえ、25年１月、「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」を修正した。

今回の修正では、発生が懸念される広域的な大規模広域災害への即応力や原子力災害への対応力を強化するため、各都道府県警察における受援体制の整備や原子力災害警備計画の策定等について定めた。

ウ　災害対処能力の向上のための取組

危機管理体制の再構築に向けた取組の中で、各都道府県警察では、警察災害派遣隊の即応部隊の中核となる広域緊急援助隊及び緊急災害警備隊等の対処能力向上を図るため、各都道府県の地理的特性を踏まえつつ、緊急参集、救出救助や避難誘導等に係る各種災害警備訓練を実施している。

また、自衛隊、消防等関係機関との協議会の場での意見交換やこれら機関との合同訓練等を通じて、災害対応に資する連携強化を図っている。

エ　政府の災害対策を踏まえた対応

南海トラフ巨大地震対策について、中央防災会議では、25年５月に「防災対策推進検討会議」の下に設置したワーキンググループが対策の最終

報告を取りまとめており、今後、地震対策大綱及び具体的な活動内容に係る計画の策定等を予定している。また、首都直下地震対策についても、被害想定や地震対策大綱等の策定が予定されている。

警察庁では、こうした政府における災害対策を踏まえ、「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」の修正、南海トラフ巨大地震及び首都直下地震における部隊派遣計画の策定・見直し等を行う予定である。

2　大雨による被害

平成25年中の大雨による被害は、死者21人、行方不明者３人、負傷者62人等であった。主な大雨の概要及び警察措置については次のとおりである。

(1)　概要

平成25年中は、６月から８月にかけて、太平洋高気圧の縁に沿って日本付近には西よりの湿った気流が入りやすかったため、夏の降水量は、東日本の日本海側でかなり多かった。７月は東北地方に梅雨前線が停滞することが多く、東北地方では雨の日が続き、７月の月降水量は昭和21年の統計開始以来最も多くなった。

また、７月28日は山口県や島根県で、８月９日は秋田県や岩手県で、８月24日は島根県で記録的な豪雨となり、河川の増水や土砂災害が発生した。そのほかの地方でも、大気の状態が不安定となり、局地的に非常に激しい雨となる日があり、特に７月下旬から８月上旬に多かった。

６月から８月にかけての大雨により、死者16人、行方不明者３人、負傷者40人の被害が発生した。

(2)　警察措置

関係都道府県警察では、警察本部長等を長とする災害警備連絡室等を設置、指揮体制を確立するとともに、被害情報の収集、救出救助活動、行方不明者の捜索活動等を実施した。警察庁は、関係管区警察局や都道府県警察との連絡体制を強化するとともに関連情報の収集を実施した。

７月28日の山口県における記録的豪雨に際して、山口県公安委員会から援助の要求を受けた、鳥取、岡山、広島の各県警察は、広域緊急援助隊延

べ約200人を派遣した。同部隊は、山口県萩市内での行方不明者の捜索活動を実施するとともに、孤立集落における住民の安否確認を実施した。

3　台風による被害

平成25年中は31個の台風が発生、うち２個が日本に上陸し、14個が接近した。これらの台風による被害は、死者46人、行方不明者４人、負傷者315人等であった。主な台風の概要及び警察措置については次のとおりである。

(1)　台風第18号

ア　概要

台風第18号は平成25年９月13日、小笠原諸島近海で発生し、発達しながら日本の南海上を北上、16日午前８時前に暴風域を伴って愛知県付近に上陸した後、関東地方から東北地方を通過し、16日午後９時に北海道の東で温帯低気圧に変わった。これにより、死者６人、負傷者153人等の被害が発生した。

イ　警察措置

台風18号により、関係都府県警察では、警察本部長等を長とする災害警備本部等を設置し、指揮体制の確立、関連情報の収集を行うとともに、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の災害警備活動を実施した。また、警察庁は災害対策室長を長とする災害情報連絡室を、関係管区警察局は災害警備連絡室等をそれぞれ設置して対応に当たった。

(2)　台風第26号

ア　概要

台風第26号は平成25年10月11日、マリアナ諸島付近で発生し、大型で強い勢力のまま、16日明け方に暴風域を伴って関東地方沿岸に接近した。その後、関東の東海上を北上し、16日午後３時に三陸沖で温帯低気圧に変わった。これにより、死者40人、行方不明者３人、負傷者138人等の被害が発生した。

イ　警察措置

台風第26号により、関係都道府県警察では、警備部長等を長とする災害

警備本部等を設置し、指揮体制の確立、関連情報の収集を行うとともに、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の災害警備活動を実施した。また、警察庁は警備課長を長とする災害警備連絡室を、関係管区警察局は災害警備連絡室等をそれぞれ設置して対応に当たった。

4　地震による被害

平成25年中は、４月の淡路島付近を震源とする地震等が発生し、これらの地震による被害は、負傷者63人等であった。

(1)　概要

平成25年４月13日午前５時33分ころ、兵庫県淡路島付近の深さ８キロメートルを震源とするマグニチュード6.3の地震が発生し、兵庫県淡路市で震度６弱、兵庫県南あわじ市で震度５強を記録した。この地震により、負傷者35人等の被害が発生した。

(2)　警察措置

ア　警備体制

震源地を管轄する兵庫県警察では、本部長を長とする災害警備本部を設置し、警察庁では、警備局長を長とする災害警備本部を設置して対応に当たった。

イ　警備活動

兵庫県警察では、警察本部長以下最大時約2,250人体制で、被害情報の収集、被災者の救出救助、警戒警ら等の活動を実施した。

5　竜巻等による被害

(1)　概要

平成25年９月２日、埼玉県、千葉県及び茨城県において、また、４日には、高知県、栃木県及び三重県において竜巻が発生。この竜巻は、強いところで風速毎秒50～69メートルに達した。これらの竜巻等により、負傷者67人等の被害が発生した。

(2) 警察措置

関係県警察では、警備部長等を長とする災害警備本部等を設置し、指揮体制を確立するとともに、被害情報の収集、被災者の救出救助、被災地の警戒活動及び被災者の支援活動等を実施した。警察庁では、関係管区警察局や関係県警察との連絡体制を強化するとともに、関連情報の収集を実施した。